

三好市教育振興計画

平成 21 年 2 月 25 日

三好市教育委員会

ごあいさつ

近年の少子・高齢化社会、経済・社会のグローバル化、科学技術の進展、地球規模での環境問題、男女共同参画社会や情報ネットワーク社会の到来など、社会全体の大きな変化によって、教育の分野においても早急に対応すべき様々な問題や課題が生じてきています。

そのため、平成18年12月には、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これまでの「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念に、今日重要と考えられる「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」といった新たな目標が加えられ、新しい時代の教育の基本理念が明確となりました。

また、平成19年9月には学校教育法をはじめとする、いわゆる教育三法の改正も行われました。さらに、平成20年3月には幼稚園、小・中学校学習指導要領の改訂、また、同年6月には、文部科学省が学習指導要領の移行措置に関する告示を行うなど、平成21年度からは新しい学習指導要領による授業が一部展開されることになっています。

こうした社会の急激な変化やわが国の教育再生への大きな動きの中で、将来の三好市教育のあるべき姿を明確にして、その実現に向けて年次的、計画的、具体的に教育を振興していく必要があるとの考えから、このたび三好市教育振興計画を策定いたしました。

この計画では、「郷土を^{ふるさと}愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」を基本理念としています。これからの21世紀社会を考えたとき、生涯にわたり市民一人ひとりが幸福で充実した生活を送るためには、生涯を通しての「学び」が不可欠であると思います。当然のこととして、その基盤となる家庭教育、学校教育、社会教育の充実が極めて重要であることは言うまでもありません。そのためには、教育環境の整備やリーダーとしての人材育成等を図りながら、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が、「いつまでも」学ぶことのできる「教育のまち」づくりを推進する必要があります。その実現に向けては、官と民が一体となって知恵を出し合い、共に汗をかくと同時に、市民が一人丸となって取り組むことが何よりも大切であると考えています。

今後とも、三好市発展の礎となる人づくり、すなわち教育に対しまして市民の皆様のご理解、ご協力と積極的な参画をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたって、長期間にわたってご審議いただき、答申をいただきました三好市教育振興計画審議会の委員各位及びパブリックコメントに対してご意見をいただきました市民の皆様方、また、関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

平成21年2月25日

三好市教育委員会

委員長 岡本 佳代子

目 次

第1章 教育振興計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
第2章 基本構想	2
1 教育を取り巻く環境とこれからの教育	2
2 三好市教育の主要課題	4
3 三好市教育の基本理念	7
第3章 基本計画	9
1 基本目標	9
2 基本方針	9
3 重点施策	10
第4章 重点施策の基本的方向	11
1 楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進	11
2 たくましく、未来にはばたく子どもの育成	31
3 豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実	47
第5章 計画実現に向けて	59
1 市民参加による計画の推進	59
2 計画の進捗状況の評価	59
3 全庁的な連携体制の構築	59
第6章 参 考	60
1 三好市乳幼児及び児童生徒数の状況と推計	60
2 教育基本法	64

第1章 教育振興計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

平成18（2006）年3月1日の町村合併により、これまで旧町村で推進してきた教育の一体化を図り、三好市として一貫性のある教育を展開することが重要です。また、平成18年に改正された教育基本法の理念や新しい三好市の「まち」づくりの視点から、これまでの教育を点検するとともに、市民の期待に応える教育を推進していくため、中・長期的展望に立った「三好市教育振興計画」を策定するものです。

2 計画の性格

「三好市教育振興計画」は、三好市のすべての行政活動の最上位計画である「三好市総合計画」との整合性を図りながら、教育行政計画として位置付けます。

また、この振興計画は、三好市教育のめざすべき将来像と振興施策の大綱を示し、それを達成するために必要な主要施策の具体的指針を定めたものです。

3 計画の期間

この振興計画にある基本構想及び基本計画が対象とする期間は、平成21（2009）年度を初年度とし、平成30（2018）年度を目標年度とする10年間とします。

また、計画の推進にあたっては、進捗状況やその成果・課題を適宜検証するとともに、国・県の教育改革の動向や社会情勢の変化等を踏まえながら柔軟に対応し、より効果的に行います。

第2章 基本構想

1 教育を取り巻く環境とこれからの教育

【生涯学習の振興】

現在の日本社会は、少子・高齢化の進行、国際化、情報化、科学技術の進展や価値観の多様化など、予想を超えて急激に変化しており、先行き不透明な時代を迎えています。また、都市化や過疎化を背景に、情報化や市町村合併等も相まって、家庭や地域社会における人間関係や連帯感の希薄化が進み、教育力の低下も指摘されています。

こうした社会状況を踏まえて、これからの教育で特に重要なことは、生涯学習の視点に立った教育です。つまり、「生涯を通して『自ら学ぶ』ひとづくり」をめざすことが重要であり、それを支えるための「生涯を通して『共に学べる』環境づくり」が必要です。

人々は誰でも物質的な豊かさに加え、精神的な豊かさを求め、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごしたいと願っています。そのためには、一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で多様な学習をすることができ、自己の充実や啓発、あるいは*自己実現を図るとともに、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められます。

また、変化の激しい時代や社会にあっては、例えば職業生活においても、常に必要な知識、情報、技術等を習得するとともに、それらが陳腐化しないように絶えず更新するための「学び」が必要です。この「学び」によって、経済的にも精神的にも充実した心豊かな生活を送ることが可能となり、我が国の現状及び将来を見据えた場合、生涯学習社会の必要性や重要性は一層高まってくると思われれます。

【生きる力の育成】

一方、学校教育を取り巻く環境が大きく変わりつつある中で、子どもたちの状況にも様々な変化が起きています。例えば、これまで問題行動や非行歴のない子どもたちが突然重大な罪を犯したり、インターネットや携帯電話等の高度情報機器に絡む犯罪行為や問題行動が増加してきており、しかも多様化、低年齢化、粗暴化の傾向にあります。また、学校教育では、いじめ、不登校、暴力行為等の生徒指導上の問題は依然として深刻な状況にあり、子どもたちの学習意欲の低下や学力格差など学力の問題も大きな社会問題になっています。

このような状況の中で、21世紀の社会は、新しい知識、情報、技術が政治、経済、

自己実現 (P2、P26)

自己の内面にある能力や可能性を、活動を通して最大限に発揮して成長・発達していくこと。

文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「*知識基盤社会」の時代であると言われています。「知識基盤社会」の特質としては、知識の*グローバル化や日進月歩化が一層進み、競争と技術革新が絶え間なく生まれるために、旧来のパラダイム（物の考え方、認識の枠組み）の転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断力が一層重要になります。

こうした時代の到来に向け、これからの社会を担う子どもたちに求められる能力は、これからの社会の構造的な変化にも柔軟に対応できる「生きる力」といえます。

「生きる力」は平成8（1996）年の中央教育審議会答申において、「子どもたちが基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」とともに、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力など」からなる全人的な力として捉えられています。

この「生きる力」は、経済協力開発機構（OECD）が「*知識基盤社会」に必要な能力として定義した「主要能力（キーコンピテンシー）」として考えられており、今回改訂された新しい学習指導要領（平成21年度より移行措置）においても、「生きる力」を育むという基本理念は変わらないことになっています。

従って、これからの学校教育でも、これまでと同様に、「生きる力」の育成を中心にした教育が展開されることとなります。

【教育力の回復】

近年は少子化、核家族化、都市化等の家庭をめぐる状況の変化により、親の過保護、過干渉、無責任な放任、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失など、様々な問題が生じてきており、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、地域社会においても人口流出や高齢化、人間関係の希薄化などにより地域社会自体も弱体化しており、地域の教育力の低下も否定できません。

そのため、最近の子どもたちを見てみると、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観や正義感、社会的なマナー、学習に対する意欲や態度等の基礎的な道德面において多くの問題があります。

こうした様々な問題は、家庭教育のみに責任を転嫁するのではなく、家庭教育の重要性を踏まえつつ、地域全体で子育てを行う「支え合い」、地域の課題解決は地域自身の手で行う「助け合い」、家庭や地域の教育力と学校教育等の効果的な連携を行う

知識基盤社会（P3、P5）

平成17（2005）年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉で、21世紀は、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると述べている。

グローバル化（P3、P5）

全地球的、全世界的（Global）の意味。人々の社会的、経済的な活動等が、国境を越え、世界的な規模に拡大し、展開されること。

「つながり合い」によって解決すべきものといえます。

例えば、子どもたちの「生きる力」を育む重要な基盤は、学校教育にあることは言うまでもありませんが、「生きる力」は、学校教育の中だけにとどまらず、子どもたちが異なる世代の人々や他の家庭などの様々な人々との交流を通して、また地域社会における多様な自然体験や生活体験と相まって生まれ、伸長していくものです。

つまり、これからの教育は、地域の教育問題を地域社会全体の共有の目標として捉え、地域社会の各関係者、各関係機関のネットワークを構築し、連携して解決に当たる環境づくりをめざすことが重要です。こうした家庭、地域社会、学校が一体となった「共育」の体制づくりや子どもたちを育む様々な活動は、地域社会の人々にとっては生涯学習における成果を発揮する機会にもなり、家庭や地域社会における教育力を高めるとともに、地域社会の基盤強化や再構築、連帯の強化、さらには活力ある「まち」づくりへと発展することが期待できます。

2 三好市教育の主要課題

【教育環境の整備】

三好市には、小、中学校合わせて27校（平成20年4月現在）と、県内では徳島市に次いで多い学校数があります。しかし、子どもの人口減少により、特に小学校では半数以上が20名以下の小規模校であり、約3分の2の学校では複式学級による学習指導が行われています。中学校においても、生徒数が30名に満たない学校もあり、部活動などの学校運営に支障がでてきています。こうした少子化の進行は、今後も続くことが予想され、学校の小規模化に対する対応策とともに、学校の適正規模、適正配置に関する検討は、三好市の最重要課題といえます。

また、市内の学校施設の中には、老朽化したものや耐震化が必要な校舎や体育館等が61棟あり、このうちの半数近くは早急に耐震化を図る必要のある緊急度の高い教育施設です。この耐震化に対しては、財政上の負担が大きいこともあり、年次的、計画的に実施する必要がありますが、子どもたちが安全、安心に学習できる教育環境づくりは急を要する問題でもあり、学校教育施設の整備も重要な課題のひとつです。

【学力向上問題】

次代を担う現在の子どもたちに求められるものは、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」など、つまり、「生きる力」の育成です。そのうち、いわゆる学力については、平成19（2007）年4月に実施された全国学力・学習状況調査（以下、「全国学力テスト」）により、その実態の概要が明らかになっています。

この全国学力テストは、小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語と算数（小学校）・数学（中学校）の2教科で実施されました。調査内容は、国語、算数・数学そ

それぞれについて、「読み・書き・計算」等を中心とした基礎的知識を問う問題（基礎・基本問題）と、基礎的知識を活用する能力（応用問題）との2領域に分かれています。

この全国学力テストの結果、2教科及び2領域の4分野について、それぞれ三好市と国及び徳島県と比較した場合、国の平均正答率以上であった小学校数は平均で28校中13.3校、中学校では7校中3.8校、同じく徳島県の平均正答率以上であった小学校数は平均で28校中15.8校、中学校では7校中3.8校という結果になっています。

また、今回の調査結果からは、全国的な傾向と同様に、三好市でも「読み・書き・計算」等の知識としての「基礎学力」は概ね定着しているものの、それを活用する「応用力」の育成については、十分と言えないという結果がでています。さらに、調査結果の平均正答率において各学校間格差が大きく、また地域間格差等も見られることから、今後とも子どもたちの学力向上の対策については、十分検討していく必要があります。

【*文化財の保護・保存】

三好市には、国の重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重伝建地区」）に選定されている東祖谷の落合集落をはじめ、国や県指定の文化財が数多く残っており、伝統的な技術も保存されています。また、市内各地域には伝統芸能や祭礼行事など、長く保存・継承されている伝統的文化も多く、まさに「文化財の宝庫」として他に誇れる歴史的遺産の「まち」といえます。

言うまでもなく、こうした文化財や伝統的文化は、その地域の風土や生活様式等によって長い歴史を経て生まれ、根付いてきたものばかりです。しかし、最近の過疎化、少子・高齢化等の社会状況の変化により、こうした歴史的な文化的遺産の多くが衰退、消滅していく危険にさらされているのが現状です。

これからの「*知識基盤社会」の到来や*グローバル化が進む時代を見据えた場合、今後子どもたちは、自分とは異なる文化や歴史に立脚する国際社会の人々と共に生きていくこととなります。他の国の人々や社会、また、自然や環境を共にするためには、「共存と協力」の精神を育むことが必要です。そのためには、まず我が国や地域社会の自然や文化等についての理解を深め、これらを尊重する態度を身に付けることが極めて重要です。

自らが住んでいる身近な地域に、すぐれた文化財や伝統的文化が、生きた教材として現存していることは、かけがえのない恵まれた教育環境にあるといえます。今日まで先人が守り伝え残してくれたように、今後は、これらの歴史的遺産を後世に引き継ぎ、

文化財（P5、P20、P21、P23）

文化、歴史、学術などの見地から価値を持ち、保護・保存の必要がある有形・無形の文化遺産。文化財保護法による文化財の種類は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物（史跡・名勝・天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群等があり、指定、選定、登録の対象になっている。このほか、埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財の総称）が、保護の対象となっている。

保存・継承していくことが、私たちに課せられた使命といえます。

【生涯学習体系の整備・充実】

高齢化社会の進行や高度情報化社会の進展など、急激な社会構造の変化に伴い、人々の価値観や^{*}ライフスタイルも複雑で多様化してきています。そうした社会にあって、市民一人ひとりが、生涯を通して健康で生きがいのある人生を過ごしつつ、それぞれが自己実現を図っていくためには、様々な学習の機会を自由に選択して学ぶことのできる生涯学習の体系的な教育環境づくり、システムづくりが重要といえます。

現在三好市には、体育館や運動場などの社会体育施設、公民館（分館）、図書館（室）などの社会教育施設、また、学校教育施設である小・中学校の体育館や運動場など、生涯学習に供する施設は数多くあります。これらのすべては市民に開放されており、このうち社会体育施設はほとんど毎日のように利用され活用されています。また、三好市中央公民館、三野、井川公民館では、合わせて40講座を超える正規及び自主講座が毎年開催されており、市民相互が「教え合い」、「学び合い」ながら、趣味や実技、教養等を高めるために自主的な運営活動が行われています。

しかし、こうしたスポーツや文化・芸術的活動は、三好市の行政面積が広大であること、市町村合併後間もないことなどの様々な理由から、従前の事業を旧町村単位で踏襲する形で実施されており、三好市の生涯学習体系として一体となった取組みに至っていないというのが現状です。

これからの生涯学習社会実現の重要性を考えた時、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」が、「いつまでも」学習できる教育環境やシステムづくりを早急に構築する必要があります。しかし、指導者やリーダー等の人材育成や公民館等の老朽化、耐震化に伴う施設設備の改修・整備、市民が待望している文化ホールや図書館の新設・移転など財政を伴う大きな課題も山積しているために、他の行政の関係機関と連携を図りながら解決をめざす必要があります。

【人権尊重社会の実現】

「21世紀は人権の世紀」と言われ、また、「人権のないところに平和は存在し得ない」とも言われています。最近、私たちの日常生活の中で、高齢化、国際化、^{*}男女共同参画化が急速に進行してきており、まさに、様々な人たちと「共生・共存」し、お互いに平和な生活を営まなければならない時代の到来を感じます。

ライフスタイル（P6、P17、P28）

衣食住など日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択、社会とのかかわり方まで含んだ、広い意味での生き方のこと。

男女共同参画化（P6）

男女が社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画していくとともに、均等に利益を享受し、かつ責任を負うこと。

言うまでもなく、三好市がめざす「生まれてよかった」「住んでよかった」「訪れて楽しかった」という定住と交流を育む「まち」づくりには、すべての人の生命が尊重され、一人ひとりが大切にされる人権尊重の精神が基盤となる必要があります。

三好市では、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、「地対財特法」）の失効や町村合併等によって、これまでの人権教育を後退させないことを合言葉に、従前から各旧町村において人権教育・啓発の推進に取り組んできています。その結果、課題は残されているものの、徐々に差別意識の解消が進むとともに、広く人権意識の高揚が図られています。

しかしながら、私たちの周りには、いまだに様々な差別問題が多く存在しています。例えば、同和問題をはじめ、いじめや児童虐待、また、女性に対する差別・暴力の問題、高齢者、障害者、外国人等に対する偏見や差別問題など、十分に基本的人権が保障されているとはいえない現状にあります。また、私たちの日常生活の中には、潜在して表面に現れない重大な差別問題が存在することも認識しておく必要があります。

さらに、近年はインターネットや携帯電話等を使用した新たな人権問題も発生しており、人権問題解決のために、市民一人ひとりが発達段階や実態、実情に応じて常に主体的、積極的に取り組むことが重要です。

そのため、三好市としては、生涯を通して豊かな人権感覚を培い、人権の意義や重要性を確実に学習することにより、人権問題を自分の問題として捉え、差別解消に向けた行動力、実践力を培う人権教育・啓発の推進をめざす必要があります。

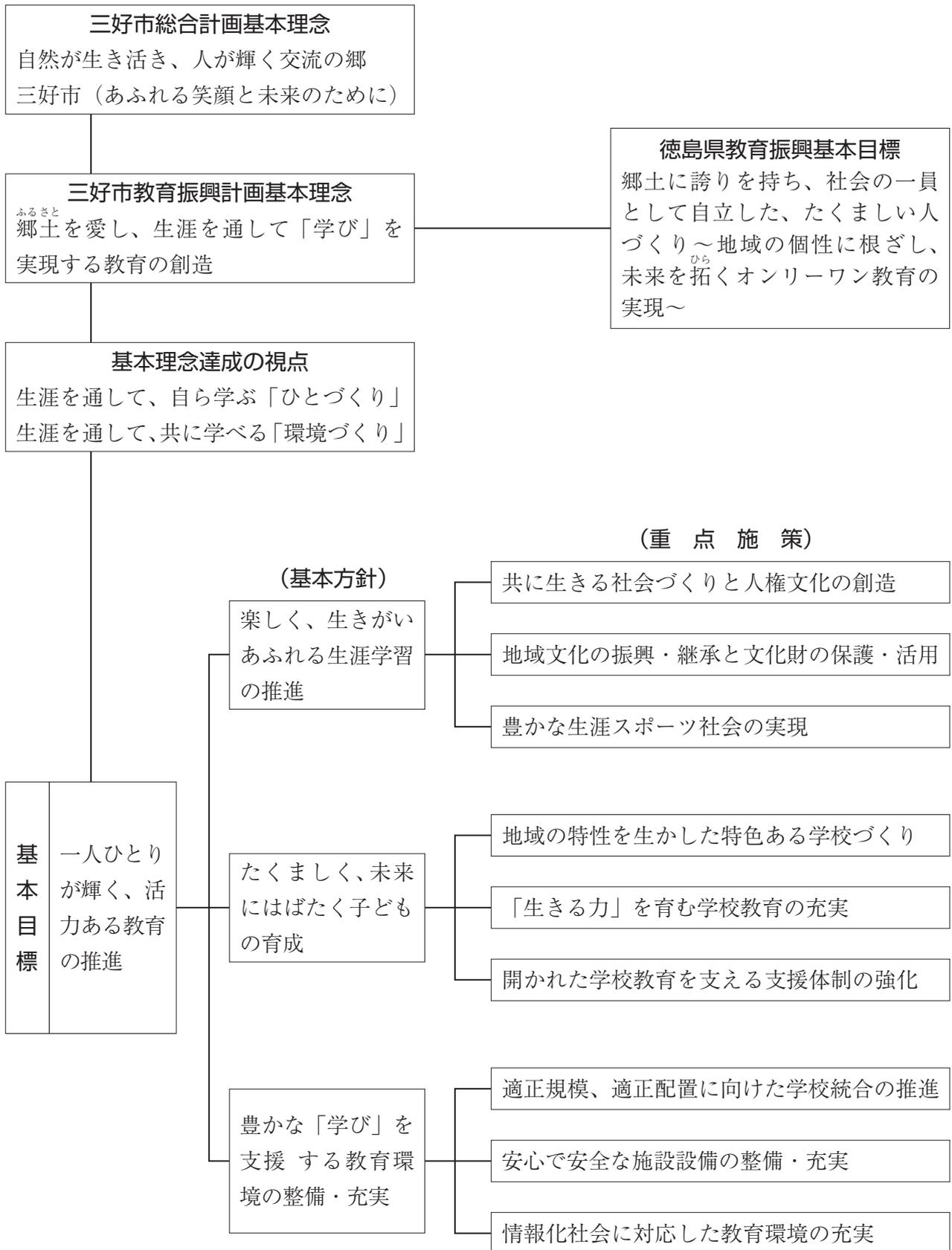
3 三好市教育の基本理念

「^{ふるさと}郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市は豊かな自然に恵まれ、地域が誇る伝統芸能や文化財が数多く現存しています。こうした自然や伝統的文化財を次の時代に継承発展させるためには、まず、^{ふるさと}郷土を愛し、^{ふるさと}郷土に誇りをもてる市民の育成が重要です。

また、これからの時代を展望した時、すべての市民が生涯にわたって自ら学び、豊かで充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められます。そのためには、それぞれの学習ニーズや「学び」の状況に応じた教育が展開できるように、生涯学習の視点に立った教育理念のもとで教育を推進する必要があります。

三好市教育振興計画 基本構想



第3章 基本計画

1 基本目標

「一人ひとりが輝く、活力ある教育の推進」

三好市総合計画では、三好市の将来像を「自然が生き生き、人が輝く交流の郷 三好市」と定めています。

これは、三好市の豊かな自然と多くの歴史的文化遺産、そして、恵まれた観光資源を活かしながら、自然と人が共に生き、かつ、共に活かされる郷土づくりをめざしたものです。

そのため教育面においても、安心、安全でゆとりと潤いのある学習環境の中で、一人ひとりの「学び」の意欲を高めながら、自らの個性や能力を磨くことのできる教育の展開が求められます。その場合、家庭教育、学校教育、社会教育の三者が、「支え合い」、「助け合い」、「つながり合い」の連携・協力によって、共に相乗効果を図りながら、それぞれの教育力を向上させる活力ある教育の取り組みが重要となります。

2 基本方針

三好市では、これからめざすべき教育の柱を「生涯学習」、「学校教育」、「教育環境」の3つと定め、実態を踏まえながら、地域の特性を生かした魅力ある教育を推進します。

(1) 楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進

市民が生涯を通じて、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「いつまでも」学び、社会参加できる生涯学習社会の実現をめざします。

(2) たくましく、未来にはばたく子どもの育成

「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」等の「生きる力」の育成を図るため、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進します。

(3) 豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実

安心、安全に学べる教育施設の整備と教育の質を高めるための教育環境の整備・充実を推進します。

3 重点施策

三好市教育の基本理念及び基本目標の精神に則り、基本方針にそれぞれ3つの重点施策を定め、特に重点をおいて積極的な教育行政を推進します。

(1) 楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進

生涯学習の推進では、市民が生涯を通じて、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「いつまでも」学び、社会参加できる生涯学習社会の実現をめざし、特に「人権教育」、「文化振興」、「スポーツ振興」の3つを重点施策として、つぎのように取り組んでいきます。

- ① 共に生きる社会づくりと人権文化の創造
- ② 地域文化の振興・継承と文化財の保護・活用
- ③ 豊かな生涯スポーツ社会の実現

(2) たくましく、未来にはばたく子どもの育成

学校教育の推進については、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」等の「生きる力」の育成を図るため、特に「特色ある学校づくり」、「生きる力の育成」、「学校の支援体制」の3つを重点施策として、つぎのように取り組んでいきます。

- ① 地域の特性を生かした特色ある学校づくり
- ② 「生きる力」を育む学校教育の充実
- ③ 開かれた学校教育を支える支援体制の強化

(3) 豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実

教育環境の整備・充実の推進については、安心、安全に学べる教育施設と教育の質を高める教育環境づくりのために、特に「学校統合」、「施設設備の耐震化」、「情報教育」の3つを重点施策として、つぎのように取り組んでいきます。

- ① 適正規模、適正配置に向けた学校統合の推進
- ② 安心で安全な施設設備の整備・充実
- ③ 情報化社会に対応した教育環境の充実

第4章 重点施策の基本的方向

1 楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進

(1) 共に生きる社会づくりと人権文化の創造

【現状と課題】

我が国の経済の発展や科学技術の進展は、食品や生活用品等の大量生産、大量消費を可能にし、人々が求めるより豊かで、便利で、快適な生活を実現しました。しかし、同時に、これまでの自然や社会環境、教育、文化、また人々の価値観等、精神面においても大きな変化が生じ、いわゆる負の遺産として様々な課題や問題を背負う結果にもなっています。

例えば、最近の食品に関する多くの事件や事故は、商業主義に走るあまり人命や人権を軽視した人道的に許されない行為であり、職業人としてのモラルや誇りを失った心の問題といえます。また、エネルギーの大量消費や不要物の大量廃棄等による地球の環境問題は、人々の生命を脅かす問題であり、基本的人権にかかわる深刻で重要な課題です。

言うまでもなく、この世に生を受けた以上、だれもが生涯にわたって楽しく有意義な人生を送りたいと願っています。その実現のためには、すべての人の「人権の保障」、「安心、安全の保障」、そして「健康と生きがいの保持」の3つは最低条件として必要不可欠なものであり、だれにとっても、安心して、楽しく暮らせる、住みやすい「まち」づくりは、まずは差別のない人権尊重の「まち」が基本となります。しかし、現実には、三好市においてもいまだ解決されていない様々な差別問題が現存しており、市民の差別意識の問題も完全に解消されたとはいえない状況にあります。

このような現状の中で、さらに、現在の三好市においては過疎化、高齢化が進行し、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加するなど、安心、安全に自立した生活を送ることが困難な高齢者が増加しています。10年後の平成29（2017）年には、65歳以上の人口比率が38.2%になると推定されており、高齢者問題は今後ますます深刻化することが予想されます。

市民がいつまでも健康で、楽しく生きがいのある生活を営むためには、三好市の将来を担う青年の積極的な社会参画を促し、市民総ぐるみの生涯学習社会の実現が重要といえます。

【施策の基本的方向】

① 「学び」の支援と生涯学習環境の整備・充実

生涯学習を推進、充実していくためには、市民が「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」が、「いつまでも」学べる生涯学習システムの構築と、生涯にわたる「学

び」の意欲を支えていくことが重要です。

現在、三好市では6公民館と3地区館を拠点公民館として、53の分館を含めたそれぞれの地域で生涯学習が推進されています。中でも中央（池田町）、三野、井川、山城の各公民館では、趣味や実技、教養を高めるための自主講座・正規講座が開設され、その学習の成果は、毎年、三好市文化協会が主催して開催される「文化まつり」等で披露や発表が行われ、受講者の学習意欲が高められています。しかし、各講座では、受講者の固定化や高齢化、また、指導者やリーダーの人材不足等の共通の問題を抱えており、これからの生涯学習を「より広く」、「より深く」を目標として充実、発展させるためには、こうした問題は避けて通れない重要課題といえます。

また、本来、生涯学習は各個人が自発的意思に基づいて行う学習であり、その内容も趣味的なものから職業能力の向上をめざすものまで多様といえます。これからの時代の方向性を考えた時、これまでの文化・教養的タイプの学習から、新しい時代や社会の要請を踏まえた、例えば、職業的知識・技能分野の習得等をめざす生涯学習体系づくりも必要です。

最近の限られた財政的、また、人的資源不足の中では困難な行政課題とはいえ、地域の有能な人材発掘、*社会教育主事等の有資格者の計画的養成など、生涯学習の専門的人材の育成を図りつつ、生涯学習社会実現に向けた指導体制の整備・強化が強く求められます。

一方、図書館の果たす役割は、市民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で極めて大きいといえます。三好市には、現在、池田及び井川の2図書館と山城及び三野公民館、東祖谷民俗資料館に設置する3図書室があります。各図書館（室）では年間を通じて絵本の読み聞かせ会やお話し会、人形劇など読書振興を図るための諸行事を開催するとともに、池田図書館では、配本車「あおぞら号」で市内を巡回し、毎月23か所で巡回図書サービスを実施しています。

池田図書館は、三好市池田図書館運営協会に業務を委託するとともに、井川図書館は、「株ふるさと夢企画」を指定管理者に指定して市民参加型の図書館運営を行っています。2図書館とも登録人数、貸出冊数とも増加傾向にあるといえますが、三好市では、さらに図書館（室）の利用増進を図るため、現在、蔵書の検索やインターネットでの予約が可能な工事を進めており、平成20（2008）年度中には完成の予定です。この「三好市図書館（室）蔵書検索システム」の完成によって、家庭と図書館（室）がインターネットで直接結ばれ、「いつでも」、「だれでも」、「どこからでも」図書を借りることができ、市民にとってより身近で利用しやすい図書館（室）運営が期待できます。今後も、市民の多様なニーズに応

社会教育主事（P12）

都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれ、一定の資格を有し、社会教育法の規定に基づき、社会教育を行う者に、専門的・技術的な助言と指導を行う者。

えることができるよう、図書館（室）の利用サービスのさらなる充実、発展をめざす必要があります。

また、図書館（室）は、これまでの図書の提供を通じて市民の個人的な学習を支援するという役割に加え、近年は、医療・健康、福祉、法的事務等に関する専門的な情報や地域資料など、地域の実情に応じた情報提供サービスを求める動きが高まっています。例えば、町村合併により*散逸の恐れのある行政資料や郷土史関係史料等の収集、整理、保存など、新しい図書館（室）としての役割も重要となっており、今後は「知の拠点」である市立図書館として相応しい内容の整備、充実を図る必要があります。

参考 平成20年度生涯学習講座状況

館名	三野公民館		井川公民館		中央公民館		山城公民館		合計	
	自主講座	正規講座								
講座数	6	13	15	5	17	4	7	0	45	22
登録人	41	274	215	69	701	69	59	0	1,016	412

参考 池田・井川図書館の蔵書・利用状況

項目	館名	平成18年3月		平成19年3月		平成20年3月	
蔵書数	池田	57,208	115,709	59,147	120,098	59,320	122,021
	井川	58,501		60,951		62,701	
登録人数	池田	1,463	6,664	1,755	7,240	2,086	7,737
	井川	5,201		5,485		5,651	
貸出冊数	池田	66,649	103,720	68,903	111,757	67,198	109,924
	井川	37,071		42,854		42,726	

② 人権文化の創造と*ノーマライゼーション社会の実現

21世紀のキーワードは、「平和、人権、環境」だといわれています。中でも、人類が起こした2度にわたる世界大戦の反省から、「人権」が平和の基礎であることは世界の共通認識であり、いまや人権教育は世界の潮流として国際社会が協力して推進すべき共通課題となっています。そうした意味において、21世紀は

散逸（さんいつ）（P13、P21）

まとまっていた書物・収集物などが、ばらばらになって行方が分からなくなること。

ノーマライゼーション（P13、P14）

社会において、障害者や高齢者等を特別な存在として見るのではなく、健常者とともにノーマル（普通）な生活を送ることのできる社会こそ普通の社会であるという考え方。社会福祉の基本理念として国際的に定着してきている。

まさに「人権の世紀」と呼ぶことができます。

また、人権教育は人権尊重精神の^{*}涵養を目的とする教育活動であり、そのめざすところは人権という普遍的文化（人権文化）を創造することにあります。文化とは、有形、無形を問わず、人類がこれまで自らの手で築き上げてきた生活様式の全体をいい、例えば、私たちの日常生活において当たり前のものとして普段は意識しない「ものの見方」、「考え方・感じ方」、「行動の仕方」などは文化そのものといえます。つまり、人権文化とは、一人ひとりが人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践し、それが文化として定着し根付くことをいいます。

一方、^{*}ノーマライゼーションとは、すべての人を幸せにするという福祉の基本理念のもとに、障害者でも健常者でも、同じ条件で普通（ノーマル）に生活を送ることができる成熟した社会づくりをめざす営みのことです。例えば、子ども、女性、高齢者、障害者、同和地区の人々など、一般的には社会的に弱い立場にある市民が、ハンディを負うことなく他の市民と同様、普通に生活し活動できる生活環境や地域社会が本来のあるべき姿であり、その実現を図ることがノーマライゼーションの考え方といえます。

言うまでもなく、人権尊重の基本は、差別や偏見を受けないことはもちろんのこと、生涯を通して個人として尊重され、一人ひとりの個性や多様性が認められると同時に、それぞれの持つ可能性を發揮する機会が確保され、自己実現が図れることです。そのためには、まず、「差別をしない」、「させない」、「許さない」ための教育、つまり、これまで取り組んできた人権教育・啓発を継続するとともに、なお一層充実、進展させることが極めて重要といえます。また、同時に、人権を保障し「差別を解消する」というこれまでの人権教育から、「人権文化の構築」、「ノーマライゼーション社会の実現」といった、市民が共に新しい「地域文化を創る」という視点からのより積極的な人権教育の推進が重要といえます。

三好市では、すべての市民が安心・安全に、豊かに、そして、楽しく暮らせることができる人権尊重の「まち」づくりをめざしています。人権の「まち」は、一人ひとりの個性や様々な違いが大切にされ、それぞれが役割を分担しつつ、互いが認め合い、支えあい、大切にされることによって、自分が地域社会に役立っていることや住んでよかったと実感できる「まち」といえます。また、地域に根づいている市民のやさしさや思いやりが、次の時代に受け継がれていく人権の「まち」でもあります。

その実現のためには、様々な立場にあるすべての市民が、「人権文化」、「ノーマライゼーション」という共通の目標に向かって、一人ひとりが人権問題の解決

涵養（かんよう）（P14、P23）

水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくと養い育てること。

に積極的に関わる「参画」と、それぞれが持っている知識・技能や経験を出し合う「協働」による取り組みが重要であり、人と人、人と地域、地域と地域の豊かな関係を築きあってこそ可能といえます。

参考 三好市民アンケート調査結果 (平成18年5月実施)

質問・三好市の住み良さはどうですか。			
回答内容	男 性	女 性	合計 (平均)
とても住みよい	10.0%	12.0%	11.0%
まあまあ住みよい	60.1%	59.9%	60.0%
やや住みにくい	16.5%	12.3%	14.4%
とても住みにくい	4.5%	3.2%	3.8%
どちらとも言えない	7.9%	12.0%	10.0%
不 明	1.0%	0.6%	0.8%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%

(三好市総合計画・資料編より作成)

参考 三好市民アンケート調査結果 (平成18年5月実施)

質問・住み良いと思わない理由は何ですか。			
回答内容	男 性	女 性	合計 (平均)
生活環境が良くない	34.4%	11.4%	22.9%
教育環境が良くない	8.2%	0.0%	4.1%
福祉環境が良くない	3.3%	4.5%	3.9%
交通の便が良くない	23.0%	43.2%	33.1%
人間関係が良くない	1.6%	13.6%	7.6%
雰囲気が嫌いだから	1.6%	0.0%	0.8%
愛着心がないから	0.0%	4.5%	2.3%
上記以外	27.9%	22.8%	25.3%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%

(三好市総合計画・資料編より作成)

③ 人権問題解決への実践化

人権問題については、我が国では憲法の基本理念のもと、政府や地方公共団体が人権に関する諸制度の整備や法律・条例の制定などを図り、解決に向けての諸施策を講じてきました。しかし、現在においても、依然として家庭、学校、地域社会、職場等の社会生活において、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別や人権侵害がなお存在しており、国際化、情報化、高齢

化等の社会の変化や進展によって、新しい人権問題も生じています。

三好市では、これらの人権問題を解決するために、平成16（2004）年2月に策定された徳島県人権教育推進方針（以下、「推進方針」）に基づくとともに、平成19（2007）年3月に作成された“あわ”人権ハンドブック（以下、「ハンドブック」）の活用によって人権教育・啓発を推進しています。この推進方針及びハンドブックは、従来の同和教育の成果と手法を生かしつつ、すべての差別問題解消と人権確立をめざすため、より発展的に再構築された新しい人権教育の指針及び手引き書です。今後も、人権問題解決については、推進方針に示されている普遍的及び個別的視点の両者からのアプローチによって人権尊重への理解を深めていくことが重要と考えます。

また、個別人権課題には、「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、アイヌの人々、HIV（エイズ）感染者・ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、様々な人権問題（性同一性障害者、同性愛者、ホームレスに対する人権侵害、日本人拉致問題）等」（課題後述）が挙げられます。個別人権課題については、同和問題を重要な柱と認識するとともに、多くの課題を機械的に配列するのではなく、三好市の実態等を踏まえながら、重点的に扱う必要があります。

例えば、三好市では、教育上特別に支援を要する子どもたちに対して、平成18（2006）年度より*特別支援教育の支援員制度を設立しています。この制度は、これまで特別支援教育の対象に含まれていなかった*学習障害（LD）、*注意欠陥・多動性障害（ADHD）、*高機能自閉症等の子どもたちに対しても学習支援や生活支援を行うもので、平成20（2008）年度は市内の小・中学校に13名の支援員が配置されています。今後も特別支援教育の充実、発展のためには、各学校の要請に応えるべき支援員の配置と「個別の指導計画」を作成して活用を図ると同時に、特別支援教育や支援を必要とする子どもたちに対する市民の理解を一層

特別支援教育（P16）

障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う教育。

学習障害（LD）（P16）

基本的には、一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害はその原因として、中枢神経系になんらかの機能障害があると推定されるが、視覚障害・聴覚障害・知的障害・情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥・多動性障害（ADHD）（P16）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症（HA）（P16）

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

深めるなど、支援を要する子ども一人ひとりの可能性を最大限に発揮できる人権教育の推進が求められます。

また、人権問題を解決するためには、市民が主体となる人権教育・啓発の推進が必要です。一人ひとりが人権問題を自らの課題としてとらえ、その解決に主体的に取り組む意欲や態度を育てる人権学習会を開催するために、三好市人権教育推進協議会（以下、「協議会」）では、現在20名の市民による人権教育講師団を構成し、各公民館・分館、各種企業、PTA研修会等の講師として派遣しています。また、協議会では、講師団の研修会を積極的に開催して人材育成を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けて各地域で人権フェスタや人権啓発の講演会を開催するなど、毎年その成果を上げています。

言うまでもなく、人権意識やその実践力は、生涯を通しての継続的な「学び」によって高められ、身に付くものです。そのため、幼児から高齢者に至るそれぞれの^{*}ライフスタイルや発達段階に応じて、多様な学習活動を展開しつつ、家庭・学校・社会教育が連携を強めることによって、三者が一体となった人権教育・啓発を推進する必要があります。

特に、学校教育においては、社会の変化に伴い人権問題が多様化、複雑化している実態を敏感に把握し、指導内容や指導方法等の改善、充実を図ることが大切です。また、「自ら学ぶ」ことを学習スタイルとする生涯学習においては、「分かる」、「楽しむ」、「役に立つ」の3つの喜びが味わえる人権学習が求められ、体験的参加型等の学習プログラムの開発など、学習者の参加意欲が高められる条件整備や学習環境づくりが重要といえます。

なお、現在、三好市が実施している「人権相談」をはじめ、国・県が設置している「^{*}女性の人権ホットライン」、「^{*}子どもの人権110番」、「^{*}法テラス」等の相談窓口については、市民のもつ様々な悩みや不安を早期に解消できる身近な相談機関としてより有効に活用されるために、関係部課、関係諸機関との連携を深めるなど一層の整備、充実を図る必要があります。

女性の人権ホットライン（P17）

女性の人権に対する侵害をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けている。

子どもの人権110番（P17）

子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための電話相談を受け付けている。

法テラス（P17）

「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念のもとに、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立。「司法制度改革」の3本柱のひとつであり、正式名称は、「日本司法支援センター」である。

参考 三好市人権教育講師団派遣研修会実施状況

対象	平成18年度					平成19年度				
	婦人会等の団体研修	企業研修	公民館(分館)研修	PTA研修	合計	婦人会等の団体研修	企業研修	公民館(分館)研修	PTA研修	合計
実施回数	4	4	3	0	11	3	3	2	7	16
参加者数	258	242	110	0	610	150	101	70	698	1,019

参考 個人人権課題 三好市人権啓発冊子「人権について考える」より抜粋

・「女性」

「男は仕事、女は家庭」と言うように、男女の役割を固定的にとらえる意識などから生ずる種々の男女差別は、家庭や職場で依然として根強く残っています。また、女性に対する暴力の解消も、重要な課題です。少子化や高齢化が進むこれからの社会を担うためには、女性と男性が対等の立場で協力し、責任を分かち合うことが大切です。

・「子ども」

陰湿で執拗な「いじめ」、教師による体罰、親による虐待、国内外での児童買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にあります。子どもも一人の人間として最大限に尊重されなければならないと言うことを、大人自身が自覚しなければなりません。

・「高齢者」

三好市における高齢化の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、3人に1人が高齢者という超高齢社会が到来しています。高齢者が自立した一個人として生きがいの持てる生活ができるように接していくことが重要です。

・「障がい者」

障がいのある人に対する人々の理解や配慮はいまだ不十分であり、車椅子での乗車を拒否されたり、アパートへの入居を拒否されるなどの様々な人権問題が発生しています。我が国は、「ノーマライゼーション」（等しく生きる社会の実現）を基本理念の一つとしています。障がいのある人とない人とが対等に生活し活動できる社会にしていくことが大切です。

・「部落差別」

部落差別は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別に基づく

もので、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなど、差別事案が後を絶ちません。国民の一人ひとりがこの問題について一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが必要です。

・「外国人」

国際化時代を迎え、我が国に生活する外国人は急増していますが、言語、宗教、生活習慣等の違いから、アパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否など様々な人権問題が発生しています。人権に国境はありません。今後ますます国際化が進む中で、外国人のもつ文化や多様性を受け容れ、尊重することが、国際社会の一員として望まれます。

・「アイヌの人々」

アイヌの人々には独自の豊かな文化がありますが、近世以降のいわゆる同化政策や文化の伝承者の高齢化に伴い、文化の保存や伝承の重要な基盤が失われつつあります。また、アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々に対する理解と認識を深め、その文化を維持し、その尊厳を尊重することが大切です。

・「HIV感染症等の人権問題」

現在、我が国においては、エイズ、ハンセン病を始め、感染症に対する正しい知識と理解の不足から、感染症にかかった人々に対して、日常生活、職場、医療現場における差別やプライバシー侵害などの問題が起きています。問題を真っ向から見つめ、正しい知識や認識を持つ必要があります。

・「刑を終えて出所した人」

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、就職差別や住居等の確保の困難などの問題が起きています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が必要です。

・「犯罪被害者等」

犯罪被害者とその家族に対する人権問題としては、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷付けられたり、私生活の平穏が侵害されたりすることなどが発生しています。犯罪被害者とその家族の人権問題への社会的関心が高まる中、一層の理解と配慮が望まれます。

・「インターネット」

インターネットの普及により、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現の掲載など、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわる様々な問題が起きています。インターネットを利用する人は、個人の名誉を始めとする人権に関する正しい理解を深めることが必要です。

・「性的指向を理由とする差別」

同性愛者など、少数派の性的指向の人に対する偏見は根強く、社会生活の

様々な場面で人権問題は発生しています。性的指向による差別は不当であるという認識を持ち、偏見・差別を解消することが求められます。

性的指向・・・性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれに向かうかを示す概念のことで、異性愛、同性愛、両性愛を指します。

・「ホームレスに対する偏見」

ホームレスの自立を図るための様々な取組みが行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。ホームレス及び近隣住民の人権に配慮しつつ、ホームレスの自立の支援をしていくことが必要です。

・「性同一性障害を理由とする差別」

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりましたが、一方で性同一性障害者に対する偏見や差別があります。性同一性障害者に関する正しい理解を深め、偏見・差別をなくすことが必要です。

性同一性障害者・・・生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障を来たす状態を言います。

・「北朝鮮当局による人権侵害問題」

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18（2006）年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。

我が国の*喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

(2) 地域文化の振興・継承と*文化財の保護・活用

【現状と課題】

市内各地に現存する多数の文化財や伝統的文化は、我が国や地域の歴史、文化を正しく理解する上で欠くことのできない貴重なものであり、私たちは先人が築いた文化遺産、歴史的財産としてこれらを受け継ぎ、次代の人々に末永く引き継いでいく責任があります。

*喫緊（きっきん）（P20）

差し迫って重要なこと。また、そのさま。

しかし、近年、特に伝統芸能や祭礼行事などの伝統的文化は、過疎化、少子・高齢化等による社会状況の変化によって後継者不足に悩まされ、文化の保存や継承が困難な状況になっています。

一方、平成19（2007）年度に県内各地で展開された第22回国民文化祭を契機として、身近にある地域文化や様々な文化活動に対して市民の理解や関心が深まり、伝統的文化の継承・保存への動きが高まりつつあります。

三好市は、県内でも屈指の「文化財の宝庫」であり、これらの魅力ある文化財を適切に活用した「まち」づくりは、地域文化の振興と同時に保存・継承に対してもおおいに期待がもてることから、今後の文化行政は、市にとっても重要な課題といえます。

また、市内にはまだ多くの文化財が眠っている可能性が十分にあり、これらを発掘し文化財として活用することも重要です。例えば、西祖谷山村では、約50年間放置されていた5地区の襖絵からくりを平成16（2004）年度から修復し、平成17（2005）年10月には後山地区で復活公演会を開催し文化財として蘇らせています。

また、平成19（2007）年、市内旧家の遺族から自宅の蔵に保存されていた約3,000点に及ぶ史料の寄贈があり、現在、三好市郷土史会に依頼し、保存に向けての調査、整理中です。また、他の篤志家からは三好市出身の画家である山下菊二画伯の絵画等の寄贈があり、これらは、いずれも歴史的価値が高く貴重なものばかりといえます。

今後も、こうした歴史的にかけがえのない重要な史料等や文化財が未発掘のまま*散逸や消滅することがないように、三好市文化財保護審議会を中心にして埋もれた地域資源の発掘や収集に向けた積極的な調査を実施する必要があります。また、これらを保存、展示できる資料館等の設置も、今後検討すべき重要な課題といえます。

【施策の基本的方向】

① 地域文化の振興と継承

市内各地域に現存する伝統的文化は、これまでも長い歴史の中で、恐らく何度も消滅の危機と闘いながら保存・継承が図られ、発展してきたものと思われます。つまり、地域の文化振興や継承は、いつの時代においても、地域住民の熱い思いや願いに基づく「参画」と「協働」の精神なくして実現は不可能といえます。

現在、三好市には、国・県・市指定の12の無形民俗*文化財が現存しています。これらの文化財は、現在、地域住民による保存会等の熱意と努力によって保存・継承されているものの、そのほとんどは過疎化、少子・高齢化等の理由から後継者の育成が十分でないというのが現状です。中には、参加人数や規模の縮小など本来の形を変えることにより保存・継承が保たれている状況もあり、現状のままでは、消滅や文化財としての価値が失われる心配もあります。

このため、三好市では、平成20（2008）年度よりこれらの無形民俗文化財を年次的、計画的にDVD等に記録、保存することにしており、このことによって、例えば、地域の伝統的文化が仮に途絶や消滅があった場合でも、次世代においてそれを復元することが可能となります。

今後、こうした映像記録を学校教育の教材として使用したり、広く市民に公開したりするなどの多様な活用によって、地域文化への理解や文化振興及び継承への関心や意欲を高めることができます。しかし、本来、文化の保存・継承は直接人から人へと次世代の青少年に確実に受け継がれるべきものであり、映像保存等はいわば緊急的措置といえます。貴重な地域の伝統的文化は、狭義の地域や地区という枠にとらわれず、市民共有の財産として、認識し継承できるように、例えば、三好市文化財保存会（仮称）の結成等の検討も必要と考えます。

また、現在、各学校で実施している総合学習や放課後子ども教室推進事業、伝統文化子ども教室等の取り組みの中には、地域の高齢者が昔の生活文化等や伝統的芸能等を子どもたちに伝承している活動も多くあり、これらは地域文化の普及、後継者の育成、郷土の歴史の習得等において有効な学習の機会であり、今後こうした事業の拡充は積極的に推進すべきと考えます。

参考 三好市の地区別文化財数一覧

指定	三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷	合計
国指定	1	1	4	0	2	4	12
県指定	1	3	14	3	4	9	34
市指定	2	11	20	13	7	19	72
合計	4	15	38	16	13	32	118

参考 三好市の無形民俗文化財一覧

指定	名称	指定年月日	所在地	所有者・管理者
国	西祖谷の神代踊	昭51. 5. 4	西祖谷山村	神代踊保存会
県	山城の鉦踊	昭29. 8. 6	山城町栗山他	鉦踊保存会
県	有瀬かぐら踊り	平13. 5.11	西祖谷山村有瀬	有瀬かぐら踊り保存会
市	大平の獅子舞	昭62. 1. 3	三野町太刀野山	大平獅子舞保存会
市	川崎獅子太鼓	昭38.10.14	池田町川崎	川崎獅子太鼓保存会
市	馬路常念仏供養	昭52. 4. 1	池田町馬路	神宮寺
市	熊野神社・両皇神社の百手	昭56.11.22	山城町下名	下名百手保存会

指定	名 称	指定年月日	所在地	所有者・管理者
市	大月のちょうさ	平 9.11.11	山城町大月	大月太鼓保存会
市	井内の雨乞踊	昭63. 5.17	井川町井内	雨乞踊保存会
市	音頭踊り	昭63. 8. 2	西祖谷山村上吾橋	音頭踊保存会
市	八幡獅子太鼓	平14.10. 1	西祖谷山村重末	八幡獅子太鼓保存会
市	平崎だんじり太鼓	平16. 6.16	西祖谷山村一字	平崎だんじり太鼓保存会

② ＊文化財の保護と活用

最近、海外の貴重な文化遺産に日本人による落書きが発覚し、大きな問題となりました。国内でも同様の事件が各地で発生しており、国民の文化財に対する理解、関心の低さは、文化財保護の観点からも重大な問題といえます。また、現在、私たちが直接見たり触れたりすることのできる歴史的遺産や文化遺産は、長い歴史の中で度々の自然災害等を免れてきたものばかりであり、そのことを考えたとき、その価値の大きさは計り知れないものがあります。

言うまでもなく、文化財保護精神の＊涵養には、早期からの教育が必要であり、市内の各学校においても、子どもたちに対して文化財保護啓発についての教育が必要と考えます。例えば、国が毎年実施している11月1日からの文化財保護強調週間や、三好市の平成20（2008）年度からの文化月間（11月）に合わせて、市内の＊文化財に対する理解や関心を高めるための学習会や史跡巡りの見学会等の実施も検討する必要があります。

また、現在、三好市では、国及び県の補助事業の活用を図りながら、三好市文化財保護審議会との連携のもとで、指定文化財の調査、修理・修繕、説明板の設置等による文化財の保護事業を推進しています。平成19（2007）年度からは、国の選定である東祖谷の重伝建地区の修復工事に着工しました。この落合集落は54棟からなっており、完成までには相当の年月と費用が必要になります。しかし、四国内でも同様の重伝建地区である美馬市脇町や愛媛県内子町が「町並み保存」に成功し、現在では観光の「まち」としておおいに賑わっていることから、落合集落についても将来への期待は大きいものがあります。今後、池田町内の「うだつの町並み」等も含め、他の関係部課との連携を図りながら、可能な限り早期の完全修復をめざすことが求められます。

一方、現在、三好市の観光の目玉的存在である有形民俗文化財の祖谷の蔓（かずら）橋は、3年ごとの架け替えが必要であり、資材として使用されるシラクチカズラの不足が重大な課題となっています。西祖谷山村では、「祖谷のかずら橋・架け替え資材確保実行委員会」の結成によって、シラクチカズラの苗を育成し、これを国有林内の適地に移植して人工的に育成しようという試みがなされています。また、文化財は、周辺の豊かな自然と一体となった総合的な調和によってよ

り活かされるものが多く、自然環境の保護と併せて文化財の継承を考えていく必要があります。行政的支援と官・民共同の長期的展望に立った協力体制が必要といえます。

こうした市内の貴重な文化財は、まずは文化遺産としての保存を第一義としつつも、活力ある「まち」づくりの核として活用することも重要です。そのためには、文化財保護の専門的職員や見学会・体験学習会におけるボランティア等の人材育成が緊急の課題です。また、文化財が人々に身近で親しみのあるものにするため、観光用の文化財パンフレット、*史跡巡りマップの作成や案内板の整備、インターネット等による県内外への情報発信と有効なPR作戦等の展開も積極的に図る必要があります。

参考 三好市の種別・地区別*文化財数一覧

種別	三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷	合計
有形文化財	1	7	31	4	1	21	65
有形無形民俗文化財	1	2	2	3	7	1	16
記念物	2	6	5	7	5	9	34
重伝建	0	0	0	0	0	1	1
選定保存技術	0	0	0	2	0	0	2
合計	4	15	38	16	13	32	118

③ 文化の鑑賞と文化的活動の推進

最近、市民の間でも生涯を通しての生きがいづくりや自己実現など、一人ひとりが心に潤いとゆとりのある人間性豊かな生活を求めて、古典芸能等の様々な芸術文化に触れたり、文化的活動へ自らが積極的に取り組む参加意欲が高まってきています。

そのため、三好市では、平成20（2008）年度より毎年11月を文化月間と位置付け、市民参加型の「三好市民文化祭」を実施することにしていきます。平成20年度の第1回三好市民文化祭では、阿波の古典芸能である人形浄瑠璃や、平成19（2007）年11月に徳島県で開催された「第22回国民文化祭」で上演の「しあわせはふたたびコンサート」、また、民謡・民舞、コーラス等の生涯学習講座の成果を発表する「文化まつり」、さらには、これまで各地域で実施してきた様々

史跡（P24）

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもので、文化財保護法等により指定され保護されたもの。

な「まつり」的行事やイベントをこの期間に集中して開催しています。

また、同時に、この期間には市内の幼・小・中・高校の幼児や児童生徒の絵画や習字等の作品も展示し、子どもたちの制作意欲の高まりや豊かな感性、情操を養うことをめざしています。さらに、「しあわせはふたたびコンサート」では、一般市民以外にも子どもたちの自主参加の出演も計画されており、こうした機会に質の高い本物の文化芸術に接することは、文化の担い手である青少年の将来にも大きな影響を与え意義深いものがあると考えます。

このような、市民を文化振興の主役とした、市民の「参画」と「協働」による自主的な取り組みは、文化に対する興味、関心を高めると同時に、郷土を愛し、郷土の文化に誇りをもつ市民の育成につながるものであり、これらの文化活動を支援し、総合的に文化事業を推進する行政機関の整備、充実を図る必要があります。

(3) 豊かな生涯スポーツ社会の実現

【現状と課題】

スポーツは、適度に体を動かし汗を流すことによって、爽快感、達成感などの精神的充足感を満たすとともに、体力の向上や精神的ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたって健康の保持・増進等を図ることができます。しかし、我が国のように、高齢化社会の到来や日常生活の利便性が向上する中では、ややもすると体を動かす機会が減少したり、運動不足による体力不足や健康不安が増加するという傾向にあります。

一方、近年、我が国の子どもたちの体格は大きく伸長しているものの、体力や運動能力は徐々に低下してきており、深刻な状況にあります。しかし、現在の社会は、いまだに知識の量や学歴を重視する傾向があり、体力や運動能力の問題をあまり重大に受け止めない風潮もあります。このため、国の方では、平成20（2008）年度から全国的に、毎年、「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」（以下、「全国体力テスト」）を実施し、子どもたちの体力・運動能力と生活習慣・食習慣・運動習慣等が、どのような関係にあるのかを明らかにし、一人ひとりの体力・運動能力の向上を図るための具体的方策を検討することにしていきます。

こうした中、三好市においては、急速な過疎化と少子・高齢化によってスポーツ人口は大幅に減少しており、スポーツ指導者の高齢化も進行しています。しかし、健康な高齢者を中心に余暇時間の活用や健康増進のためにスポーツを楽しむ市民も多く、生涯学習としてのスポーツ・レクリエーションが定着しつつあります。また、様々なプロスポーツ等の観戦を希望する市民の声も高まり、平成20（2008）年度は野球の四国・九州アイランドリーグの2試合の開催が吉野川総合グラウンド（池田町）で実現しています。

言うまでもなく、私たちが自らの人生をより豊かに、より充実したものにするた

めには、生涯にわたるスポーツライフを実現することが重要であり、市民のだけれども、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の構築をめざす必要があります。

そのためには、市民の多様なニーズや期待に適切に応えることのできる体育施設・設備の充実、スポーツ指導者の養成と確保、スポーツクラブや団体等の組織の確立と連携及び助成、また、スポーツ振興に向けた市民への普及啓発等、多くの解決すべき課題が現存しています。

【施策の基本的方向】

① 市民スポーツ活動の充実と青少年の健全育成

最近の科学技術の高度化や情報社会の進展によって、私たちの日常生活では運動不足やストレスの増大、また、人間関係の希薄化等、様々な変化が生じています。また、我が国は、平均寿命の伸長と出生率の長期的な低下によって少子・高齢化はますます顕著になってきており、これからは私たち一人ひとりが自らの責任において、健康で明るく、活力ある生活を送ることが求められます。

言うまでもなく、スポーツは「健康づくり」や「生きがい」づくりのみならず、スポーツによる交流を通して、市民相互が人間関係を深めることにより連帯感や所属感、相互扶助の精神を養うことができます。

三好市が、毎年実施しているチャレンジデーは、多くの市民がスポーツに親しむと同時に、スポーツと健康づくりへの動機づけを目的としています。市民が共通の目標に向かって共に努力し、達成感を味わうことで一体感や地域の活力も醸成されつつあります。チャレンジデーの参加率は、年を追うごとに高くなってきており、地域に誇りをもち郷土愛を育むという意味において、三好市がめざす「まち」づくりにも大きく貢献しているといえます。今後は、こうした市民総参加型のスポーツをさらに充実、進展させることにより、三好市においても、国の「成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50%）」という政策目標が、早期に実現できるように一層努力する必要があります。

また、スポーツには、自らが「する」楽しみと、「見る」、「支援する」といった楽しみ方があります。例えば、Jリーグ「徳島ヴォルティス」や野球の「徳島インディゴソックス」など地域密着型プロスポーツの応援や観戦を通して、スポーツに親しみ、ゆとりや充実した生活を営むことも、豊かなスポーツライフの実現といえます。また、ボランティア等によるスポーツ大会運営の支援等を通じて、自己開発や*自己実現を図ることも可能であり、市民のスポーツの振興は広い視野と多面的な視点から検討する必要があります。

さらに、スポーツ振興は、青少年の健全育成と極めて密接な関係にあります。人間はだれでも、スポーツを通して自己責任や克己心、フェアプレイの精神を養

うことができ、仲間との交流によって、精神的なストレスの解消や他人に対する思いやりなど、豊かな心を培うことができます。

しかし、最近、一部の若者に対して、学習意欲や就労・勤労意欲の低さ、慢性的疲労感、あきらめの早さ、主体性の欠如等々を理由に、自立への意欲や自己肯定感の低下を懸念する声があります。言うまでもなく、青少年期は、身体的機能とともに情緒面や知的能力がそれぞれ発達し、それらが相互に作用しながら統合されていく時期です。そのため、スポーツや自然体験等の活動を通して、自らの体を動かし、五感を駆使していく中で基礎体力等をつけ、達成感や満足感、喜びや悔しさを感じながら、将来への新たな活力を蓄え、自立に向けた成長を図っていくことが重要です。しかしながら、最近の青少年は、日常生活の中でも体を動かす機会が減少しており、同時に、運動やスポーツに積極的に参加する者と、そうでない者の二極化や、学校の卒業と同時にスポーツ活動の機会が極端に減少し、スポーツ離れの現象が起きるとの指摘があります。

こうした問題の解決には、まず、青少年をはじめ市民のだれもがスポーツに親しみ、楽しさや喜びを味わうと同時に、スポーツの意義や価値を理解するなど、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送るための十分な基盤づくりが必要です。そのためには、学校体育の充実はもちろんのこと、学校教育と社会教育との連携強化によって、学校体育・スポーツから社会体育・スポーツへの滑らかな移行が可能となる配慮や施策が求められます。また、生涯における個々のスポーツライフの充実は、青少年の時期にどのようにスポーツに接するかどうかで決まるといわれており、学校教育の場だけではなく、地域のスポーツ活動においても、青少年の様々なニーズに応えることができるスポーツ環境の整備、充実が必要といえます。

例えば、青少年が競技者としてはもちろんのこと、今後三好市が推進すべきスポーツ団体やジュニア育成、あるいは各種ファミリースポーツ大会等の開催において、青少年が指導者やスポーツリーダー、また、スポーツボランティア等の立場でも参加できる体制づくりや基盤整備は、市民スポーツ活動の充実、発展と青少年健全育成の両面において重要、かつ、有効な手段といえます。

参考 三好市チャレンジデー成績一覧

	平成18年度（2006）		平成19年度（2007）		平成20年度（2008）	
市名 (県名)	三好市	砺波市 (富山)	三好市	名寄市 (北海道)	三好市	雲南市 (島根)
人口	34,106	49,417	34,076	31,462	33,291	44,702
参加者数	17,787	30,950	21,344	20,014	21,705	20,908
参加率	52.2%	62.6%	62.6%	63.6%	65.2%	46.8%
備考	金メダル		金メダル		金メダル (初勝利)	

参加率50%以上は金メダル

② 「*総合型地域スポーツクラブ」の推進

「総合型地域スポーツクラブ」は、文部科学省が平成12（2000）年に定めた「スポーツ振興計画」に新しく位置付けられており、平成13（2001）年度から平成22（2010）年度までの10年間に、全国の各区市町村に少なくとも一つの「総合型地域スポーツクラブ」を育成するとの目標が掲げられています。

この「*総合型地域スポーツクラブ」は、従来のスポーツクラブや団体が単一種目型で、性別、年齢、種目等が限定的であるのに対し、自分の年齢や体力、興味、目的に応じてだれでもスポーツやレクリエーション活動を楽しむことができる新しいスポーツクラブです。つまり、子どもから高齢者、また、初心者からトップレベルの競技者まで、技術や技能レベルに応じて参加できるように、複数の種目が準備され、個々のスポーツのニーズに応じた指導者も用意されるといった、まさに「生涯スポーツ社会の実現」型のクラブといえます。

現在、三好市には、合併前の平成16（2004）年3月に池田町で創設された「いけだスポーツクラブ」があり、池田総合体育館を活動の拠点として活躍をしています。例えば、現在は種目数もジュニア、シニア、一般、高齢者向けの20の教室等があり、常に多数の市民が参加して、だれでも、いつでも利用でき、親しまれる「総合型地域スポーツクラブ」として定着しつつあります。

最近、我が国では、労働時間の短縮や週休2日制の実施等、自由時間の増加や健康指向への意識の変化により、人々の間には余暇の時間を活用し、豊かな*ライフスタイルを構築したいという要望が高まりつつあります。また、子どもたちの学校週5日制に伴う休日の有効な過ごし方など、スポーツに対するニーズは年々増大の傾向にあります。

こうした現状を踏まえ、今後、三好市では「いけだスポーツクラブ」の活動を

総合型地域スポーツクラブ（P28、P30）

地域住民が主体的に運営し、地域のだれもが定期的・継続的に複数のスポーツに参加できる総合的なスポーツクラブ。

拡充するとともに、他の地区においても「総合型地域スポーツクラブ」を新しく設立するなど、スポーツ環境の整備、充実を図る必要があります。

しかしながら、「総合型地域スポーツクラブ」は、例えば、運営費が会費制の受益者負担（応益負担）といった、行政主導ではなく市民が主体的に維持、運営する仕組みになっています。そのため、クラブの円滑な運営を行うためには、優れたスポーツ指導者や経営能力を有するクラブマネージャーなど専門的な人材やスタッフ等が必要であり、こうした人材確保や養成もクラブ設立に向けての大きな障害になっています。

これらの課題解決のためには、市民に「総合型地域スポーツクラブ」の意義や必要性を十分周知するとともに、クラブの設立や運営が軌道に乗るまでの期間は、有資格指導者の養成をはじめ、行政側の適切な支援や助言・指導が必要と考えます。

参考 「いけだスポーツクラブ」教室等一覧

平成20年5月現在

サークル・教室名	種 目	対 象 者	会員数
ジュニアバレーボール教室	バレーボール	小学生	38人
キッズサッカー教室	サッカー	幼児・小学生	調整中
げんきアップたいそう教室	多種プログラム	幼児・小学生	18
キッズエアロ教室	エアロビックダンス	幼児・小学生	調整中
バトミントン教室	バトミントン	一般・高校生	15
民舞教室	民舞	一 般	10
社交ダンス教室	社交ダンス	一 般	18
肩こり予防&リフレッシュ体操教室	筋力アップトレーニング	一 般	32
グラウンドゴルフ教室	グラウンドゴルフ	高齢者・障害者	37
ヨーガ教室	ヨーガ	一 般	50
ボクササイズ教室	ボクササイズ	一 般	21
ハワイアンベーシック教室	ハワイアンダンス	一 般	55
ステップアップフラ教室	ハワイアンダンス	一 般	25
お役立ちセミナー	食育指導・実習	小学生・中学生	調整中
アウトドア教室	野外活動体験	小学生・中学生	調整中
スキー教室	スキー	小学生とその保護者	調整中
野外活動教室	カッター・農林業体験	小学生・中学生	調整中
メディカルチェック&体力測定	体力テスト	一 般	70
脱メタボリック教室	健康増進	一 般	15
シニア体力アップステーション	健康増進	一 般	23

③ スポーツ施設の有効活用と整備充実

スポーツ施設の整備は、スポーツ振興を図る上での基礎的要件であり、施設設備等の環境の充実は、市民のスポーツ活動の活性化において極めて重要といえます。

現在、三好市には、各地域に約30近くの様々な公的なスポーツ施設があり、多くの市民に活用されています。中でも、池田総合体育館、三野体育館の屋内施設や吉野川運動公園、山城総合グラウンドの野球場などは利用頻度が高く、施設設備も比較的整備されています。しかし、三好市の地形的環境や地理的条件等もあって、施設への主たる交通手段としては、自家用車に頼らざるを得ない現状にあり、市民にとっては「だれでも」が必ずしも身近に利用できる施設とはいえない状況もあります。また、最近では、市民のスポーツニーズは多様化、高度化しており、例えば、高齢者や障害者を含む市民が日常的にスポーツに親しむことのできるように、施設についてはバリアフリーに留意した整備が望まれます。さらに、幼児から高齢者まで市民のだれもが楽しく安全にスポーツ活動に親しむことができるために、将来的には各地区のグラウンドの芝生化等の検討も必要といえます。

また、今後、市内における*総合型地域スポーツクラブの設立、育成、進展等を考えたとき、市民が集い、交流の場となるクラブハウスの設置は不可欠であり、さらに、屋内水泳プール等、健康増進機能施設の整備を図る必要があります。

一方、学校施設は、市民にとって最も身近に利用できるスポーツ施設であり、地域のスポーツの拠点として大きな役割を果たしています。三好市においても、市内の小学校（休校含む）及び中学校の運動場と体育館をすべて施設開放しており、特に体育館の利用は、平日の夜間を中心に利用率が高い状況にあります。

しかし、こうした体育館の中には、老朽化が進んだものや耐震化が図られていないものもあり、今後、逐次計画的な整備、充実が望まれます。また、生涯スポーツ社会の実現にとっては、学校施設の開放は絶対的条件であり、例えば、スポーツ活動後の交流の場となる休憩室として余裕教室を活用するなど、市民がより快適に活用できる施設設備の整備、充実が求められます。

参考 三好市のスポーツ施設一覧

平成20年5月現在

	三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷	合計
体育館	1	1	1	1			4
テニスコート	1						1
野球場			1	1	1		3
ゲートボール場	1	1	1		1		4
サッカー場	1	1					2
庭球場			1	1			2
アーチェリー場		1					1
グランドゴルフ場		1					1
柔剣道場		1					1
多目的広場	1		4	1	1		7
水泳プール			3				3
合 計	5	6	11	4	3	0	29

2 たくましく、未来にはばたく子どもの育成

(1) 地域の特性を生かした特色ある学校づくり

【現状と課題】

現在、我が国は、少子・高齢化等が急速に進むなど社会が大きく変化する中で、社会保障や食料・エネルギー問題、また、地球環境問題など様々な課題を抱え、先行き不透明な厳しい時代に直面しています。こうした時代や変化の激しい社会にあっては、自ら学び、自ら考えることのできる個性的で創造的な人材の育成が求められます。

これまで我が国の教育は、全国的な教育水準の維持、向上をめざし、どこの地域、どの学校においても同質の内容・方法による平等性を重視した教育が展開されてきました。その結果として、高校・大学への進学率が著しく高まるなど、我が国の教育は量的にも質的にも国際的に誇れる高い教育水準を確保し、維持することができたといえます。

しかし、教育の本来の在り方は、子どもたちが教育を通じて、社会の中で生きていくための基礎・基本を身に付けるとともに、一人ひとりの個性を見出し、それをかけがえのないものとして尊重すると同時に、こうした個性や能力を育成し、伸長することにあります。

そのため、我が国では平成8（1996）年の中央教育審議会答申以来、これまでの教育制度が画一的で硬直化の傾向にあったという反省に立ち、例えば、教育内容や

方法、学校制度等の教育システム全般にわたって弾力的な運用を可能とするなど、教育の「形式的な平等」の重視から、「個性尊重の教育」へと考え方の転換が図られています。

こうした我が国の大きな教育改革の流れの中で、現在、各学校においては、子どもたちや地域の実態を十分踏まえ、一人ひとりの個性を生かし、その能力や適性を伸ばすことができる教育の実現が求められています。

つまり、これからの教育は、子どもたちのそれぞれの個性や能力に応じた教育を行うために、各学校が地域の自然や教育的施設、教材や人材等の教育力を十分に活用するなど、地域の特性を生かした教育活動の展開や特色ある学校づくりを推進することが重要な課題といえます。

【施策の基本的方向】

① オンリーワン・スクールの推進

各学校にはそれぞれ独自の学校教育目標があり、その具現化に向けた教育実践が日々展開されています。学校教育目標は、国及び県・市教育委員会の教育目標（方針）、社会や地域住民・保護者の要請、また、これまでの各学校の歴史・伝統等を踏まえながら、それぞれの学校が将来を見据えつつ、めざす学校像や児童生徒像を明確にして設定されるものです。

こうした教育目標を実現するための教育活動では、各学校の実態に応じた独自性や創造性は尊重されるべきであり、当然のこととして、その指導内容、指導方法等は同一ではありません。例えば、「総合的な学習の時間」（以下、「総合学習」）で、農山村地域と商業地域の学校では同様の総合学習は不可能であり、また、教科指導等においても、小規模校では中・大規模校とは違った少人数の特性を生かした指導も実施可能です。

三好市では、このように地域や学校の特性、または、実態を生かした創意ある教育活動を展開する学校を「オンリーワン・スクール」といっています。今後も、子どもたち一人ひとりが自らの個性を伸ばし、「生きる力」を育むために、特色ある教育活動が展開できる「オンリーワン・スクール」の実現に向けた積極的な取り組みは重要と考えます。

参考 平成20年度 三好市内の学校数

幼稚園	小学校	中学校	合計	高等学校	総計
17 園	30 校	7 校	54 (園) 校	3 校	57 (園) 校

参考 平成20年度 規模別学校数 (平成20年5月1日現在)

区分	10人以下	11～30人	31～60人	61～100人	100～200人	201人以上
幼稚園	12 園	4 園	1 園	—	—	—
小学校	8 校	10 校	4 校	4 校	3 校	1 校
中学校	—	1 校	1 校	—	4 校	1 校

参考 平成20年度 へき地指定校数

区分	へき地 3級	へき地 2級	へき地 1級	へき地 準級	へき地指定のない学校	合計
小学校	2 校	6 校	5 校	2 校	15 校	30 校
中学校	—	1 校	1 校	—	5 校	7 校

② ステップアップ・スクールの推進

各学校では、毎年、重点教育目標を設定して、子どもたちの日々の成長をめざした教育活動を実践しています。この重点教育目標は、様々な角度から学校や子どもたちの実態を把握、評価し、重要な学校の教育課題に指導の重点を置いて課題解決をめざすものです。

三好市の各学校では、こうした重点教育目標のうち、特に重要なもの、あるいは緊急度の高い教育課題を取り上げ、子どもたちの現在の到達段階（レベル）を明確にするとともに、その段階からさらに一段高い到達目標をめざす、つまり、「ステップアップ・スクール」の推進に取り組んでいます。

「オンリーワン・スクール」の主題が中・長期的な展望に立った目標や課題であるのに対して、この「ステップアップ・スクール」の主題は、一年間程度の比較的短期間に達成が可能なものを設定しています。例えば、「読書大好き。ひと月に学校で6冊、家庭で2冊」（西山小）とか「めざせ、忘れ物ゼロ」（善徳小）、「家庭学習、毎日1時間の達成」（三野中）といった、具体的で分かりやすい数値目標を掲げ、子どもたち一人ひとりが、それらを達成することによって、学校全体の読書活動の活性化や基本的生活習慣の定着を図る実践的な取り組みを行っています。

こうした主題設定（*P）、また、教育実践（*D）、評価（*C）、改善・改革（*A）という学校経営のサイクル活動を通して、各学校の重点目標がより明確化しその成果も明らかになります。そのため、教職員、保護者、地域住民が総ぐるみで自

PDCAサイクル（P33、P37）

民間経営では当然のこととして行われている事業実施の、Plan（計画）－Do（実行・実践）－Check（点検・評価）－Action（改善・改革）という循環過程（マネジメントサイクル）のこと。

分たちの学校を点検し、新鮮な発想でレベルアップをめざす「ステップアップ・スクール」の取り組みは、学校に活気が出ると同時に、家庭、地域の教育力の向上にも結び付くため、今後も三好市の重点施策の一つに位置付けて推進していく必要があります。

③ 学校支援ボランティア体制の確立

近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘される一方で、例えば、子どもたちの通学路の安全確保等において、地域住民がボランティアで学校教育に積極的に協力しようという動きが出てきています。

これからの教育は、生涯学習の視点に立った教育の確立や振興をめざすべきであり、地域の人々が様々な形で学校運営を支援し、また、学校が生涯学習の拠点として地域に貢献するなど、学校、家庭、地域社会が一体となった連携・協力関係を構築することは極めて重要です。

例えば、特色ある学校づくりの「オンリーワン・スクール」や、子どもたちの学力や能力等のレベルアップをめざす「ステップアップ・スクール」の実現には、家庭や地域社会の理解・協力体制は不可欠です。地域の人々の、様々な分野での支援や協力を可能にするためには、例えば、人材バンクを設立して人材活用が図れるような組織づくりやネットワーク体制も必要です。

また、三好市では、放課後などに小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て「*放課後子どもプラン」事業の「*放課後子ども教室」を推進しています。この事業は、現在は国の補助事業であり、余裕教室を子どもたちの学習や安心・安全な活動の場として提供すると同時に、地域の人々との様々な体験活動を通して、交流を図ることを目的としています。

今後も、こうした事業を継続して積極的に推進すると同時に、現在、国が推進している保護者や地域住民が学校運営に参画する*学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに育むことをめざす「学校支援地域本部」などの設置促進にも、学校支援体制の整備を図りながら、積極的に取り組むことが求められます。

放課後子どもプラン（P34）

平成19（2007）年度から文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業」の連携により、原則として、すべての小学校区で放課後等における子どもの安全で安心な活動拠点（居場所）を確保しようとする総合的な放課後対策事業。

放課後子ども教室（P34）

地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進する、すべての子どもを対象とした、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）。文部科学省所管。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（P34、P44）

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める取組。

(2) 「生きる力」を育む学校教育の充実

【現状と課題】

これからの社会を生き抜くために必要な「生きる力」は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の3つの要素からなる力といえます。

そのうち、「確かな学力」は、基礎・基本的な知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や、自ら学び、自らが問題を解決する資質や能力等も含めた学力と捉えられています。

近年、子どもたちの学力低下が論議される中で、学んだ知識を実生活において活用する能力や応用力の不足が、今回（平成19年度）の全国学力テストの調査結果でも明らかになりました。また、記述式の問題では白紙の回答が目立ったことなどから、これからの学習指導においては、子どもたちの興味・関心を生かした指導を工夫するとともに、子どもたちにじっくりと考えさせる時間を与え、答えや結論を導き出す過程を自らの言葉で説明できるなど、思考力、判断力、表現力を重視する教育への転換が求められています。

一方、「豊かな心」の育成については、社会規範自体が大きく揺らぐといった社会の変化や家庭、地域の教育力の低下などを背景として、より充実した道徳教育の推進が求められています。

特に、最近の子どもたちの生活実態や問題行動等から、生命尊重の精神の高揚や基本的な生活習慣の確立など、社会生活を送る上で必要な最低限の規範意識をはじめ、忍耐力、思いやりの心といった道徳性の育成が重要な課題とされています。

また、生涯を通してたくましく生きていくための「健やかな体」づくりは、適切な運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食生活を実践して、健康的な生活習慣を形成することが必要です。

最近の子どもたちは、日常生活の中で、遊びなどを通して体を動かす機会が減少し、体力や運動能力の低下の傾向がみられます。子どもたちが運動やスポーツに親しみ、その楽しさや喜びを味わうことは、体力の向上や健康の保持・増進のみならず、生涯にわたり豊かなスポーツライフの基礎を培うためにも極めて重要といえます。

言うまでもなく、食べることは人間が生きていくための基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには、健全な食生活は欠かせないものです。しかしながら、近年は、食生活を取り巻く社会環境等の変化に伴い、偏った栄養摂取や朝食欠食など、食に関する生活習慣の乱れが原因で、子どもたちは多くの健康上の問題や課題を抱えています。

【施策の基本的方向】

① 「確かな学力」を確立する学習指導の推進

ア 基礎的・基本的な知識・技能の習得

子どもたちに「確かな学力」を確立するためには、まず、「読み・書き・計算」、「話す・聞く」などの基礎的・基本的な知識・技能を習得させることが重要です。こうした基礎学力は、子どもたちの発達段階に応じたドリル学習など、徹底した指導で習得できるものが多く、学校や家庭での継続的な学習が必要です。

三好市の場合、全国学力テストの調査結果では、子どもの家庭における宿題の取り組み状況は良好であり、今後、さらに基礎学力の定着を図るためには、子どもたちが興味・関心を持って取り組める効果的な課題の提示が重要といえます。また、多くの学校では、漢字や計算のドリル学習や継続した読書活動を「ステップアップ・スクール」の主題として設定しており、日課表に位置付け学校全体で取り組むなど、徐々にその成果を上げています。

さらに、一部の学校では、古典の音読、暗記・暗唱などの体験的な学習活動によって、国語の力を定着させるとともに、言葉の美しさやリズムを体感させ、基本的・基礎的な知識・技能を体験的、身体的に理解させる学習も試みています。

三好市では、今後も、こうした学校独自の取り組みを尊重し、支援するとともに、各学校においては、子どもたちが意欲的に学習できる反復学習や読書活動を充実することにより、基礎学力の向上をめざすことが求められます。

参考 全国学力・学習状況調査

(平成19年4月実施)

質問・家で学校の宿題をしていますか。					
	回 答	している	どちらかといえばしている	あまりしてない	全くしてない
全 国	小学校	82.9%	11.8%	4.2%	1.1%
	中学校	55.6%	24.6%	13.4%	6.2%
徳島県	小学校	86.7%	9.5%	2.8%	1.0%
	中学校	60.7%	23.3%	10.9%	4.9%
三好市	小学校	87.8%	10.1%	2.1%	0.0%
	中学校	66.4%	21.1%	10.0%	2.5%

イ 思考力・判断力・表現力の育成

基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するためには、思考力・判断力・表現力等の学力が必要です。こうした学力を確実に育むためには、ま

ず、各教科の指導の中で、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、また、論述といった各教科の知識・技能を活用する学習活動を展開することが重要です。そのためには、各教科等の指導において、課題解決的な学習の導入や、探究的な学習活動の重視など、学習指導の工夫改善が求められます。つまり、授業の中で、子どもたちが体験で感じたことの表現、様々な情報の分析・評価と論述、課題解決の仮説や構想など、お互いの考えを集団の中で伝え合い、さらに発展させる学習の場の設定が必要です。こうした学習活動を展開するためには、ゆとりのある授業時数の確保や教師の指導技術の向上等、解決すべき課題もいくつかあります。

そのうち、授業時数の問題は、今回の学習指導要領の改訂により、一部改善が図られましたが、三好市の子どもたちの実態から、なおまだ指導時間の不足が生じるのであれば、夏休み等の長期休業日の見直しなど、条件整備の検討をする必要があります。

また、教師の指導方法の工夫改善については、最近の社会状況や教育環境の現実を踏まえ、まずは教師自身が自らの問題として、これまで以上に「教える授業」から子どもが主体的に「学ぶ授業」に重点を置いた授業改革をめざす必要があります。その際、三好市では、全国学力テストの調査結果で、子どもの予習状況に課題を残しており、これらの問題点を踏まえた指導方法の実践研究が必要といえます。

三好市では、本年度から5名の校長経験者の退職者を学校教育指導員（以下、「*エドバイザー」）として各学校に派遣しています。このエドバイザーの派遣は、三好市全体の学力向上を主な目的としており、各学校の学力向上対策への計画（*P）、実践（*D）、評価（*C）、改善（*A）の各段階において、適切な指導助言を行っています。また、エドバイザーは、指導主事的な役割も担っており、各教師の教科指導や生徒指導上の様々な問題点や悩み等についても相談に応じるなど、学校や教職員を側面から支援する幅広い活躍も期待されています。そのため、こうした各学校の問題点や課題を、各エドバイザーと市教育委員会が共通の課題とするために、毎月1回、報告会を兼ねた研修会を実施し、その際の様々な意見交換を通して、エドバイザーの役割や課題、望ましい学校教育や指導方法、新学習指導要領の研究、学校評価等々について相互に認識を深め、共通理解を図っています。

この事業は、他に例のない三好市独自の先進的な取り組みであるため、注目度も高く、今後においても、各学校の要請に応え得るエドバイザー派遣制度として、おおいに充実を図り推進すべきと考えます。

参考 全国学力・学習状況調査

(平成19年4月実施)

質問・家で学校の授業の予習をしていますか。					
	回 答	している	どちらかとい えばしている	あまりしてない	全くしてない
全 国	小学校	11.7%	21.2%	40.2%	26.8%
	中学校	9.3%	20.2%	37.4%	32.9%
徳島県	小学校	10.6%	20.9%	43.7%	24.8%
	中学校	8.8%	21.2%	40.4%	29.3%
三好市	小学校	9.4%	27.3%	45.0%	18.0%
	中学校	6.8%	19.3%	46.1%	27.9%

ウ 学習意欲の向上や学習習慣の確立

学習意欲の向上や学習習慣の確立は、「確かな学力」を身に付けさせるための重要な要素といえます。しかし、最近の傾向として授業に集中できない、家庭で宿題や予習・復習をしない、といった子どもたちが増加しています。

学習意欲は、学習内容や教材への興味・関心から高まるだけではなく、「分かる授業」によって「楽しい授業」が展開され、授業への参加意識や充実感を得たとき、一層向上します。また、漢字や計算の各種検定や読書量などの具体的目標が、自らの努力や力で達成できたとき、子どもたちは自分に対して自信を持ち、学習活動にも積極的に参加できるようになります。

しかし、子どもたちにとっての「分かる授業」、「楽しい授業」の創造は、経験や実績等を踏まえた教師の力量がその成否を握っています。「教師は授業が命」と言われるように、子どもたちの学習意欲を高める日々の実践指導は、当然、教師に求められるべきであり、教師の指導力向上は重要な課題といえます。そのため、県教育委員会との連携を図りながら、三好市が主体となって、教師自身が指導方法を研鑽できる研修の機会や環境をつくる必要があります。

また、家庭学習も含めた学習習慣の確立は、何事にも粘り強く取り組む態度を培い、自ら進んで学ぼうとする意欲的な子どもの育成につながるなど、学力とは密接な関係にあります。

こうした学習習慣の確立は、小学校の低・中学年の時期が重要だと言われています。しかし、三好市の場合、全国学力テストの調査結果では、「勉強する時間を自分で決めて実行している」の問いに対して、小学校では19.4%（全国平均23.6%）と課題を残しています。

現在、三好市では、各学校とも学校及び家庭での学習時間の確保に取り組んでいますが、放課後の補充学習や夏休みのサマースクールの開設などを計画、実践している学校もあり、各学校のこうした取り組みについては、これからも積極的に推進していけるように支援していく必要があります。

参考 全国学力・学習状況調査

(平成19年4月実施)

質問・勉強する時間を自分で決めていますか。(中学校は、自分で決めて実行していますか)					
	回 答	している	どちらかとい えばしている	あまりしてない	全くしてない
全 国	小学校	23.6%	28.2%	32.2%	16.0%
	中学校	12.4%	25.8%	39.0%	22.7%
徳島県	小学校	17.8%	25.1%	37.1%	20.0%
	中学校	11.8%	27.6%	39.8%	20.7%
三好市	小学校	19.4%	29.1%	34.2%	17.3%
	中学校	10.7%	27.9%	38.2%	23.2%

② 豊かな心を育成する道徳教育の充実

教育は*人格の完成をめざすものであり、従って自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むことは学校教育の基本といえます。

また、平成18(2006)年の教育基本法や学校教育法の改正においても、教育の目標として、豊かな情操と道徳心、また、生命及び自然を尊重する態度の育成等が規定されています。

道徳教育は、人間としての在り方、生き方を具体的な生活の中で探りながら、道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性を養うことを目標としており、学校教育全体を通して行われるべきものです。特に、学校教育では、道徳教育の要として道徳の時間が設けられており、特別活動や各教科等の他の領域と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導が行われることになっています。しかし、最近の道徳の時間の指導では、「道徳の時間が楽しい」、「授業がためになる」と考えている子どもたちの割合が、学年が上がるにつれて減少するといった調査結果(平成17年道徳教育推進状況調査)もあります。今後は、各学校において、より豊かな体験活動や子どもたちの興味・関心を喚起する身近な郷土資料及び教材を発掘するなど、道徳の時間の充実を図る必要があります。

また、子どもたちは学校のみならず、家庭や地域社会における教育によって育まれるほか、社会の変化や風潮からも強い影響を受けます。このため、道徳教育の充実にあたっては、学校、家庭、地域の連携・協力が不可欠であり、三者が一体となった積極的な取り組みを進めていくことが重要です。

人格の完成 (P39)

人間の備えるあらゆる能力を可能な限りかつ調和的に発展させること。教育の目的として普遍的なものである。

③ たくましい体と健康づくりの推進

子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、国や地域、また、時代を越えたすべての人々の願いであり、健康の増進・保持には体を動かすこと（体育）と食べること（*食育）がその基本になります。

最近、学校では、擦り傷、ねん挫、打撲、骨折などの負傷者、事故が増加しており、その原因のひとつに、反射神経の低下や不器用さ、体力不足等が指摘されています。こうした子どもたちの運動不足等による体力、運動能力の低下は、無気力・無感動の子どもの増加をもたらすなど、「生きる力」の育成の観点からも重要な課題といえます。

三好市では、全国学力テストの調査で、「外に出て遊んだり、運動・スポーツをして体を動かしたりしていますか」という質問に対して、「している」と回答した者は、小学校では65.1%（全国平均58.3%）、中学校では66.1%（全国平均62.9%）と、概ね良好な調査結果が出ています。

しかし、最近では、運動・スポーツをする子どもと、しない子どもの二極化の現象があるといった指摘もあり、諸課題についての詳細は、本年度から実施の「全国体力テスト」の調査結果を分析してみる必要があります。

いずれにしても、体育やスポーツ活動の振興は、人間形成にもかかわる重要な課題であり、まずは学校体育の施設設備の充実を図るなど、環境整備に努める必要があります。

また、前述の全国学力テストで、「家の人と一緒に運動・スポーツをしていますか」の質問に対しては、小学校では「している」と回答した者が22.3%（全国平均14.8%）、中学校では3.9%（全国平均4.4%）という結果になっており、学校体育と社会体育、つまり、学・社連携型の体育・スポーツ振興への取組みも検討する必要があります。

つぎに、食育は、第一義的な責任をもつ家庭と学校給食を教育の一環として位置付けている学校との密接な連携のもとで推進すべきものです。

最近では、社会環境や生活環境の変化から、欠食、偏食、孤食といった食生活の乱れや「食」の「安心・安全」の問題、また、肥満や生活習慣病など、「食」をめぐる様々な課題が生じています。将来、子どもたちが健やかな人生を送るためには、「食」に関する知識、「食」を選択する判断力、望ましい食生活を実現する実践力を育成する必要があります。

現在、平成17（2005）年に食育基本法が制定され、各市町村においても食育推進計画の作成が急がれるなど、食育の推進は、今まさに国を挙げての国民運動となっています。三好市においては、作成予定の「三好市食育推進計画」に基づ

食育（P40、P41、P53）

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

き充実した*食育を推進するとともに、平成19（2007）年度に文部科学省の委託を受けた食育実践中心校（池田小）の実績を生かしながら、「食育の日」や「食育月間」を推進するなど、全市的な運動として取り組む必要があります。

参考 全国学力・学習状況調査

（平成19年4月実施）

質問・外に出て遊んだり、運動・スポーツをして体を動かしていますか。					
	回 答	している	どちらかといえばしている	あまりしていない	全くしていない
全 国	小学校	58.3%	22.7%	15.6%	3.2%
	中学校	62.9%	12.3%	15.1%	9.3%
徳島県	小学校	59.6%	21.1%	15.9%	3.3%
	中学校	63.1%	11.1%	15.7%	9.8%
三好市	小学校	65.1%	21.6%	10.4%	2.9%
	中学校	66.1%	13.6%	12.1%	8.2%

質問・家の人と一緒に運動・スポーツをしていますか。					
	回 答	している	どちらかといえばしている	あまりしていない	全くしていない
全 国	小学校	14.8%	19.6%	36.6%	29.0%
	中学校	4.4%	8.7%	24.2%	62.6%
徳島県	小学校	15.7%	18.7%	36.8%	28.8%
	中学校	4.0%	9.1%	25.7%	60.8%
三好市	小学校	22.3%	17.6%	34.5%	25.5%
	中学校	3.9%	11.1%	32.5%	52.5%

(3) 開かれた学校教育を支える支援体制の強化

【現状と課題】

家庭や地域の教育力の低下が指摘される中で、例えば、最近ではPTA活動や学校行事等への参加者の減少傾向など、保護者や地域住民の学校離れも深刻な問題といえます。

しかし、一方では、最近、幼い子どもが犠牲となる事件の多発や地域での体験学習等の推進によって、登下校時の*スクールガードや社会体験学習等の指導・助言者として、学校の教育活動に積極的に協力、支援しようという組織や体制づくりも

スクールガード（P41、P52）

学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティア。

増加しています。

急激な社会の変化によって、学校は新しい各種の教育問題を抱えるようになり、学校の力だけでは解決できない課題も多くあります。これからの少子化社会にあっては、子はまさに「社会の宝」であり、子どもを社会ぐるみで育むという認識に立ち、家庭、地域社会、各種団体、各種機関等が一体となって子育てを応援する社会づくりが必要です。

しかしながら、都市化の進展など社会環境の変化を背景に、地域のコミュニケーション力の衰退や人間関係の希薄化が進み、「古きよき時代」に再生することは困難です。むしろ、現在の時代や社会に見合った地域の在り方を見据え、新たな関係を模索しながら構築していくことが重要であり、また、大きな課題であるといえます。

【施策の基本的方向】

① 地域の教育力を活用した体験学習の推進

現在の学校教育において、重要な教育課題であるいじめ、暴力行為、不登校等の対策を推進するなかで、「豊かな心」の育成は、重要な視点としてだれもが認めるところです。

「豊かな心」は、豊かな体験から生まれるものであり、例えば、子どもたちは、地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流により、人間関係を築く力や社会性を養うことができます。また、美しい自然や環境の中での社会体験や生活体験を通して、自分と向き合いながら社会の一員であることを実感することにより、思いやりや規範意識も育まれます。さらに、自然の偉大さの中で困難な課題に挑戦し、それを自分の力や他と協同で克服することによって、大きな喜びや成就感を体得し、自主性や忍耐力、また、自信の回復につなげていくことができます。

こうした体験学習の推進や充実には、地域の教育力は不可欠であり、学校、家庭、地域社会の一体となった協力体制が必要となります。そのためには、三者が日常的な相互交流ができる体制づくりが重要であり、例えば、学校の余裕教室や図書室を地域に開放するなど、まずは、学校を開くことが大切です。

三好市では、地域の伝統芸能を学び地域行事に意欲的に参加したり、「オープンスクールの日」を設定して地域の人々を学校に招待するなど、開かれた学校づくりに積極的に取り組んでいる学校もあります。また、中学校では、市内の企業等の協力を得ながら、職場での体験活動を実施して、*キャリア教育を実践して

キャリア教育 (P42)

キャリア概念に基づいて、児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

・キャリア

個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係づけや価値づけの累積。

います。

これらの取り組みは、子どもたちにとっては地域への愛着と誇りをもつ機会となり、また、地域住民には、生涯学習の成果を発揮できる場にもなります。今後も、子どもたちのこうした体験学習が、市内一円で「いつでも、どこでも」、より効果的、発展的に展開できるように、ボランティアの人材バンクの設立など、従来のネットワークをさらに拡大、充実する必要があります。さらに、「教育の日」（11月1日）を中心とした市独自の「三好市教育週間」を設定するなど、より開かれた学校づくりを展開して、地域の教育力の向上をめざすことも重要です。

参考 全国学力・学習状況調査

（平成19年4月実施）

質問・今住んでいる地域の行事に参加していますか。					
	回 答	当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
全 国	小学校	33.2%	28.8%	21.2%	16.6%
	中学校	13.2%	24.3%	30.3%	31.7%
徳島県	小学校	23.9%	27.7%	27.2%	21.0%
	中学校	9.5%	20.6%	32.2%	37.1%
三好市	小学校	32.4%	32.0%	19.4%	16.2%
	中学校	13.2%	28.6%	31.4%	26.8%

質問・今住んでいる地域が好きですか。					
	回 答	当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
全 国	小学校	55.5%	28.6%	11.0%	4.8%
	中学校	36.7%	36.4%	17.9%	8.9%
徳島県	小学校	55.9%	27.5%	11.8%	4.8%
	中学校	40.0%	33.5%	16.9%	9.2%
三好市	小学校	58.6%	24.1%	11.5%	5.8%
	中学校	38.6%	32.9%	16.4%	12.1%

② 学校評価システムの確立と推進

子どもたちの「生きる力」を育み、健やかな成長を促すためには、学校は、適宜、教育活動や学校運営について評価や検証を行い、その結果に基づく適切な改善を図りながら、教育水準の維持・向上をめざすことが重要です。

学校評価は、学校教育法の改正によって、平成20（2008）年度より*自己評価

(内部評価)と*学校関係者評価(外部評価)を実施し、それを公表するとともに教育委員会(学校の設置者)に報告することが義務付けられました。

現在、三好市における学校評価は、小規模校が多く、各学校と地域との関係が密接であるために学校の状況等も把握しやすいことなどから、PTA活動等を通して評価を実施している学校がほとんどです。しかし、教職員や保護者のみによる評価は形式的で惰性に流れやすく、評価のための評価に陥りやすい傾向にあります。真に学校改善につながる評価、常に子どもたちのステップアップをめざす評価であるためには、各学校の教育目標や「オンリーワン・スクール」、「ステップアップ・スクール」等の実現や具現化に向けた取り組みとその成果が、適正に診断できる*自己評価や*学校関係者評価のシステムづくりが必要です。また、一部の学校では、保護者や地域住民から学校評議員(評価者)を選任して評価を行う*学校評議員制度の導入によって、広く外部からの声を聞き、より開かれた学校運営、信頼される学校づくりをめざしているところもあります。

言うまでもなく、これからの学校は、適切に説明責任を果たすとともに、保護者や地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域社会の連携・協力による学校づくりを進めるべきであり、今後は、地域の実情を踏まえながら、学校評議員制度の全市的な拡充へ向けた取り組みが必要です。

また、学校評価の公表については、学校便りや保護者への説明会だけでなく、学校や市のホームページに掲載するなど、広く地域住民にも伝えることが重要です。

なお、学校運営の改善の取り組みをさらに一步進めるものとして、平成16(2004)年の法改正により、*学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入が可能となりました。これは、保護者や地域住民が、学校運営や教職員配置等に一定の責任と権限を持って学校運営に参画し、より地域に開かれた学校づくりを進める制度です。現在、この取り組みは、モデル地区等で試行的に実施されており、今後の実績状況等を慎重に見極めながら、導入への検討を図る必要があります。

自己評価(内部評価) (P43、P44)

学校評価のもっとも基本となるものであり、校長のリーダーシップのもとで、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さ等について行う評価。

学校関係者評価 (P44)

保護者(PTA役員等)、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校(小学校に接続する中学校など)の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

学校評議員制度 (P44)

開かれた学校づくりを推進するため、地域住民等、当該学校の職員以外の者の中から学校評議員を選任し、その意見を学校運営に反映させる制度。

③ 家庭の教育力向上の推進

家庭の教育力は、すべての教育の原点であり、家庭生活を通しての基本的なしつけや善悪の判断などの基本的倫理観は、「生きる力」の基盤であるといえます。

しかし、近年は、急激な都市化や核家族化によって、親子や家族の絆が弱まるとともに、子育ての知恵を家族間で伝え合う機会も減少し、自信を持って子育てができない親が増加しています。また、最近では、少子化や親のライフスタイルの変化等が進み、過干渉・過保護、児童虐待や子育ての責任を放棄するケースもみられ、家庭の教育力の問題は深刻な社会問題になっています。

家庭の教育力の向上には、まず、行政機関はもとより、地域の関係機関・各種団体等が「子育て応援隊」であることの温かいメッセージを様々なかたちで発信し、親たちの負担感、孤立感、不安感を解消していくことが重要です。

現在、三好市でも取り組んでいる様々な子育て支援事業の推進をはじめ、「子育て110番」といった親たちの悩みの相談相手となる機関の設置など、各種機関が連携を図り、家庭を正面からサポートできる体制の確立が重要といえます。さらに、「早寝、早起き、朝ごはん」のキャンペーン運動を、三好市で積極的に展開するなど、家庭における子どもの生活リズムの向上をめざした後方支援も必要です。

また、家庭の教育力低下は、我が国の経済発展や景気の動向等による仕事優先の価値観や、「家庭より職場」重視という風潮の広がりが原因のひとつでもあり、その責任は家庭のみならず社会全体で負うべきものといえます。その上、家庭は、地域社会を構成する基本的な単位であり、家庭の教育力向上なくして地域の教育力の向上は望めません。

つまり、これからは、家庭と地域が相互に関係を保ちつつ、共に育ち、共に成長する「共育」の精神のもとで教育を推進する必要があります。そのためには、家庭の子育てを地域全体で側面から支える支援体制の構築が必要です。例えば、親子が共に参加できるスポーツ大会やボランティア活動等のイベントの開催など、親と子、また、親子と地域住民の触れ合いを深めながら、地域住民の子育て支援の意識や実践意欲の高揚を図ることが求められます。

さらに、家庭の教育力の育成には、PTA活動の活性化も重要といえます。PTAは行政や公的機関に縛られない、いわば自由な立場から、子どもの健全育成や教育環境の整備等に様々な提言や発言を行うことができます。また、保護者と教師が共に子どもの成長を願いつつ、自己を高める研修組織でもあります。しかし、近年、PTA活動が衰退化の傾向にあり、保護者と教師の協力体制が弱体化していると指摘があります。保護者は、学校行事等への積極的参加によって学校教育に対する責任を果たすと同時に、学校と家庭、また、地域社会を結ぶ架け橋としての役割を再認識して、PTA活動の活性化を図る必要があります。

参考 全国学力・学習状況調査

(平成19年4月実施)

質問・毎日、同じぐらいの時刻に寝ていますか。					
	回 答	している	どちらかとい えばしている	あまりしてない	全くしてない
全 国	小学校	36.9%	35.0%	20.7%	7.3%
	中学校	28.8%	38.1%	23.4%	9.3%
徳島県	小学校	34.5%	35.2%	22.5%	7.8%
	中学校	27.9%	38.0%	24.2%	9.6%
三好市	小学校	35.6%	37.8%	21.9%	4.7%
	中学校	23.2%	38.2%	26.8%	11.8%

質問・毎日、同じぐらいの時刻に起きていますか。					
	回 答	している	どちらかとい えばしている	あまりしてない	全くしてない
全 国	小学校	58.7%	29.8%	8.3%	3.0%
	中学校	55.0%	33.9%	8.1%	2.8%
徳島県	小学校	57.7%	29.7%	9.1%	3.4%
	中学校	54.9%	33.7%	8.4%	2.8%
三好市	小学校	59.7%	27.7%	10.4%	2.2%
	中学校	51.4%	38.2%	6.8%	3.6%

質問・朝食を毎日食べていますか。					
	回 答	している	どちらかとい えばしている	あまりしてない	全くしてない
全 国	小学校	86.3%	8.9%	4.0%	0.8%
	中学校	80.5%	11.1%	6.0%	2.3%
徳島県	小学校	83.4%	10.0%	5.5%	1.1%
	中学校	78.4%	12.4%	6.5%	2.7%
三好市	小学校	80.9%	12.2%	5.4%	1.4%
	中学校	76.4%	13.9%	7.1%	2.5%

参考 全国学力・学習状況調査

(平成19年4月実施)

質問・テレビを見る時間やゲームをする時間などのルールを家の人と決めていますか。					
	回 答	している	どちらかとい えばしている	あまりしてない	全くしてない
全 国	小学校	28.1%	20.1%	25.1%	26.6%
	中学校	9.7%	12.6%	26.6%	50.8%
徳島県	小学校	24.4%	18.3%	25.1%	32.2%
	中学校	7.8%	10.2%	26.8%	54.8%
三好市	小学校	27.3%	20.5%	26.6%	25.5%
	中学校	6.8%	10.7%	24.3%	57.5%

3 豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実

(1) 適正規模、適正配置に向けた学校統合の推進

【現状と課題】

現在、少子・高齢化社会の到来により、国政、地方行政を問わず、様々な分野において様々な変革が求められています。教育においては、全国的に学校の小規模化が進み、適正規模、適正配置に向けた学校の統廃合は、どの市町村においても、重要、かつ、深刻な問題となっています。

三好市においても、5年後の平成25（2013）年には、小学校における児童数は360名減の1,082名、中学校でも生徒数は142名減の706名に減少する見込みです。この場合、小学校では、30校のうち12校が10名以下に、また、中学校では7校のうち2校は30名以下の学校になる見込みです。

言うまでもなく、子どもの人間形成は、異年齢による「縦関係」と、同年齢による「横関係」の好ましい人間関係によって形成されます。つまり、教育においては、個性豊かな多くの子どもたちの中で、相互に群れ、揉まれ合い、学び合い、また、遊ぶことのできる教育環境が重要といえます。

しかし、学校の小規模化は、こうした教育環境が失われるばかりか、学校の正常な教育活動にも支障が出てきています。例えば、少人数のため、校外で開催される各種大会への参加や出場ができない事態が生じたり、子どもが希望するクラブ活動の運営が困難になっている状況もあります。

こうした現状を打開するためには、学校統合の推進問題は避けて通れない重要課題となっており、市民・保護者の間からも、「統合の早期実現」の声も聞かれるようになっていきます。

しかしながら、特に小学校は、地域の住民活動の中心であり、学校が無くなるこ

とは、地域の灯が消えるに等しいとの思いがあります。つまり、地域住民の立場からすれば、「総論賛成、各論反対」が正直な胸のうちであり、学校統合の推進は容易ではないことも事実です。

一方、幼稚園の統廃合も深刻な問題といえます。現在、三好市では、17園の幼稚園が開設されていますが、いずれも園児数は減少しており、小規模化が進行しています。

また、市内の就学前の午後保育については、各地区（旧町村）の保育所、幼稚園、児童クラブ等で実施されており、運営面においては合併前と大きくは変わっていません。

そのため、例えば、預かり保育等においても三好市としての統一性に欠け、住民サービスに格差があり、早期に解決すべき課題となっています。最近では、国の方でも、新しい就学前教育の施設として「*認定こども園」の設置を推進している現状等もあり、幼稚園の統廃合と併せて、幼・保の一体化を検討する必要があります。

【施策の基本的方向】

① 学校教育と適正規模・適正配置

正常な学校運営、学校の活性化、学習指導の充実等を図るためには、一定の学校規模が必要です。

適正規模については、学校教育法施行規則第41条に、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」との定めがあります。中学校についても準用規定により、小学校と同様となっています。

また、平成10（1998）年、池田町では「小学校通学区再編について」を、池田町学区再編懇話会に諮問し、同11年、「教育的観点からみて、教育効果を最大限に発揮できる適正規模の小規模校の下限は、『30人学級、1学年2学級規模』」とし、『最低限、複式学級の解消を主眼とした』学区再編に取り組むこととの答申（提言）を受けています。

この提言が示された時期と現在とでは、社会情勢等にも大きな違いがあり、そのまま受け入れることは困難ですが、学校教育法施行規則第41条の規定と併せ、一応の目安として参考にすべきと考えます。

特に、適正規模に伴う学校統合を推進する場合、複式学級の解消を一義的目標とすることは、重要な視点といえます。複式学級は、少人数による指導のため、

認定こども園（P48、P51）

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、各都道府県知事から認定を受けた施設。

①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

（保護者が働いている、いないにかかわらず、教育・保育を一体的に行う機能）

②地域における子育て支援を行う機能

（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

個々に応じたきめ細かな指導が実施できることが最大のメリットです。しかし、授業中の子どもの集中力、教師の事前準備の負担等、双方のデメリットを考えると、複式学級より単式学級の指導の方がより望ましいといえます。

現在、1学級当たりの児童生徒数は、国の標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）に基づき、県教育委員会が定めています。それによれば、小学校の場合、複式学級を解消するためには、一部に特例はあるものの、各学年、約10名の児童生徒数の確保が必要となります。

つまり、小学校は、概ね児童数60名、中学校の場合は、概ね30名規模の学校であれば、全てが単式学級の学校となるため、それを最低基準として統合の推進を図ることが重要です。

また、適正配置については、地理的・自然的条件、交通の利便性等の社会的条件を十分に考慮し、通学時間等で子どもたちの過重負担にならない配慮が必要です。現在、国には、「小学校はおおむね4キロメートル以内、中学校にあっては6キロメートル以内が適正であること」（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律施行令第4条）の規定があります。しかし、文部科学省では学校がこれ以上小規模化するのを防ぐため、統廃合を促進する方針を固め、中央教育審議会に適正規模、適正配置の基準について見直しを諮問しています。

いずれにしても、学校は「おらが学校」としての地域との歴史的関係、地域文化の振興、地域の活性化等も踏まえて、可能な限り各地区（旧町村）に最低1小学校と1つの就学前教育施設の配置が望ましいと考えます。

なお、中学校については、30名を最低基準としつつも、小学校とは異なる教育活動等が実施されることを考慮し、1学年2学級以上の規模がより適正と考えます。

参考 徳島県学級編成基準（平成20年度）

区 分	単式学級	複 式 学 級	特別支援学級
小学校	全学年 40人	16人 第1学年を含む学級にあっては8人	8人
中学校	全学年 40人	8人	8人

参考 複式学級の設置状況

（平成19年5月1日現在）

区 分	単式学級数（A）	複式学級数（B）	合 計 （C）	複式学級の割合 （B/C）×100
全 国	244,946学級	6,319学級	251,265学級	2.5 %
徳島県	1,637学級	87学級	1,724学級	5.0 %
三好市	94学級	38学級	132学級	28.8 %

（学級数の中に特別支援学級は含まない）

② 小学校教育と統合問題

近年、教育をめぐる、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、非行等の問題行動など、多くの面で問題が指摘されています。その原因のひとつとして、最近の子どもは、利己主義、孤立主義の傾向が強く、対人関係がうまく結べないといわれています。

言うまでもなく、子どもは集団生活を通して、社会生活を営む上で最も大切な社会性、協調性、思いやりの精神等を自然に身につけていきます。特に、現代社会のように、核家族化、少子化、都市化社会では、学校における子どもたちの集団生活は、健全な人間形成に欠かすことのできない貴重な体験の場といえます。また、個性豊かな様々な集まりの中で、子どもたち相互の切磋琢磨は、望ましい競争心を培い、学習意欲を高めるとともに将来の夢の実現に向けて努力する力を養うことができます。

このように、将来を担う子どもの育成のためには、適正な学校規模をめざす統合は必要であり、三好市の最重要課題として、他の関係部課との連携、協力を得ながら、早急に実現すべきと考えます。

しかし、統合問題は、子どもの教育環境を重視しつつも、地域の活性化の問題もあり、その判断は地域住民の意向を十分に反映すべきと考えます。また、三好市の場合は学校数も多く、財政上の面からも、各地区（旧町村）が同時進行で学校統合の推進を図ることは不可能です。小学校の児童数60名を最低基準として、各地域の実情や地域住民の意見や要望を踏まえながら、慎重、かつ、迅速に対応することが求められます。

その際、財政上の面からも、現有の校舎・体育館の有効活用を原則として、また、耐震問題の面からは、老朽化が進み改修等が急がれる学校を優先するなど、計画性、統一性、柔軟性のある統合の推進が求められます。

③ 幼・保一体化教育の推進

近年は女性の社会進出や共働き家庭の増加等により、子育てに対する保護者や家庭のニーズも多様となっています。三好市ではこうした現状を踏まえ、幼稚園でも*預かり保育を実施したり、午後は*放課後児童クラブに幼児を預けて保育を行うなど、市民の様々な要望に応えながら、就学前教育に取り組んでいます。そのため、最近では、保育に欠ける幼児が保育所ではなく、幼稚園に入園する

預かり保育（P50）

幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後、希望する幼児を対象に、引き続き行われる教育活動。市内2箇所の幼稚園では、夏休み期間中も保育が行われている。

放課後児童クラブ（P50）

児童福祉法第6条の2に定める「放課後児童健全育成事業」をいい、保護者が就労等により家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象として、授業の終了後や学校休業日に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。「学童保育」、「学童クラブ」とも呼ばれている。

ケースも出てきており、幼稚園と保育所の違いが次第に薄れてきています。

また、これまで幼稚園は、教育施設として文部科学省が、保育所は児童福祉施設として厚生労働省が管轄し、縦割り行政の弊害によって、一元化・一体化の実現は非常に困難な状況でした。しかし、近年、社会状況の変化や国の行政改革による規制緩和等によって、両省が連携、協力を図りながら、いわゆる「*認定子ども園」の設置をめざすなど、幼・保の一体化に向けた動きが活発化しています。

こうした社会の動きの中であって、市内17の幼稚園では、少子化により入園希望者は年々減少し、統廃合問題を真剣に検討すべき時期を迎えています。また、12の保育所（2の私立認可を含む）も少人数化の傾向は同様であり、幼・保の一体化を積極的に推進する必要があります。

なお、現在、放課後に幼・児童を受け入れる放課後児童クラブが市内11か所に設置されています。市民の利便性を考慮しつつ、また、就学前教育施設としての保育・教育機能を低下させることなく、放課後児童クラブも含めた総合的見地から、幼・保一体化による適正規模、適正配置の推進が求められます。

参考 平成20年度 幼稚園幼児数状況 (平成20年5月1日現在)

幼稚園	三野	辻	西井川	井内	箸蔵	西山	池田	白地	馬路	佐野	三縄	山城	大野	下名	吾橋	西岡	善徳	合計(人)
3歳	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
4歳	-	4	4	-	7	-	11	1	2	1	7	2	-	1	3	-	1	44
5歳	-	15	13	6	5	-	23	7	1	2	3	14	1	1	4	2	-	97
合計	3	19	17	6	12	1	34	8	3	3	10	16	1	2	7	2	1	145

(2) 安心で安全な施設設備の整備・充実

【現状と課題】

学校において、子どもたちが日々楽しく、健やかに成長していくために、「安心・安全」な教育環境を整備、確保することは、学校の設置者の責務といえます。

しかし、近年、国内外において地震や風水害等の自然災害が相次いで発生し、多くの被害者が出るという事態が起きています。また、登下校等の通学路における犯罪や学校への侵入者等によって子どもたちが犠牲となる事件・事故もあり、その上、最近では「食」に関する安全問題が様々なかたちで指摘されるなど、子どもを取り巻

く生活環境の急激な変化を背景として、学校における「安心・安全」は、今や重要な教育課題といえます。

特に、平成20（2008）年、中国の四川省で多くの子どもたちが犠牲となった巨大地震を教訓として、我が国でも学校施設の耐震化の推進は、緊急の課題となっています。国の方からも、「すべての市町村で、大地震による倒壊等の危険性が高い施設について、原則3年間（平成20年度～22年度）で耐震化を検討」するよう指示が出ています。

また、通学路等の「安心・安全」は、*スクールガード等の地域住民のボランティア活動によって概ね確保されていますが、不審者等による侵入対策には限度があり、十分とは言えない現状にあります。

さらに、「食」に関する課題は、学校給食を教育の一環に位置付けて実施している以上、学校教育にとっては重要な課題といえます。対応をひとつ間違えば多くの被害者を出すとともに、子どもたちの将来の健康問題に発展する恐れもあって、「食」の「安心・安全」への対策は、慎重な取り組みが求められます。

【施策の基本的方向】

① 校舎等の耐震化の推進

近い将来、四国沖を震源とする*南海地震の発生も予想される中で、学校施設に求められるものは、子どもたちの安全確保、地域住民の避難場所、被災後の速やかな学校教育の再開等が挙げられます。これらに対応するためには、今後の幼稚園・学校の統廃合計画を十分に踏まえながら、特に大規模な地震により倒壊等の危険が高い学校施設の耐震化を、早期に、かつ、効率的に行うことが重要です。

しかし、三好市には、現在、昭和56（1981）年以前に建築した旧耐震基準の建物が61棟あり、財政面等の様々な状況から年次的、計画的に、耐力度調査または耐震診断を実施し、改築や耐震補強による耐震化を図る必要があります。文部科学省でも、教育施設の耐震化は緊急の課題として、「一万棟耐震化推進プロジェクトチーム」を結成し、各市町村における耐震化計画の策定を求めています。

特に、大規模な地震により倒壊等の危険が高い学校施設（優先度調査の結果、優先度①、②ランク及び診断等の結果が* I s 値0.3未満）は、3年間（特別な事情がある場合でも、遅くとも平成24年度末の5年間）での耐震化をめざしており、三好市でも29棟の該当施設があります。

南海地震（P52）

南海トラフ沿いの紀伊半島から四国沖を震源地として、およそ90～150年の周期で発生する巨大地震。今後30年以内に50%の確立で発生し、徳島県の死者数は最大で約4,300人と予想されている。

I s 値（P52）

昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準により設計された建築物の耐震性能を表す指標。目安としては

I s 値 0.3未満・・・大地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。

I s 値 0.3以上0.6未満・・・大地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある。

I s 値 0.6以上・・・大地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い。

このため、学校統合を視野に入れながら、遅くともこれらの教育施設については、今後5年間をめどに耐震化を図る必要があります。

参考 小中学校施設の耐震改修状況調査 (平成20年4月1日現在)

区分	全棟数	新耐震棟数	旧耐震棟数	耐震化率	補強済み棟数	旧耐震棟数
全国平均	127164	48,845	78,319	62.3%	30,370	47,949
徳島県	1,225	441	784	48.2%	149	635
三好市	116	51	65	47.4%	4	61

② *食育の推進と地産地消

「食」は、子どもの成長発達や活動の源になるものであって、健康の保持増進を図る上で食育の推進は極めて重要といえます。このことは、平成17年に制定された食育基本法においても、「子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である」と規定されています。

しかしながら、最近では子どもの食生活の乱れや、食品に対する安全性、信頼性を揺るがす事件・事故が発生しており、食品の品質や安全性についての関心が急速に高まっています。また、「食」と生活習慣病との因果関係により、子どもの望ましい生活習慣や、食習慣の重要性が改めて認識されるなど、今や学校における*食育の推進は、重要課題となっています。

現在、三好市では、食育を知育、徳育、体育の基礎となるべきものとして捉え、「*徳島県学校食育指導プラン」に基づき、給食の時間、各教科、道徳、特別活動、総合学習等の教育活動全体を通して、広く実践されています。今後は、栄養教諭が配置されている食育実践中心校をモデルとして、各学校における現在の取り組みをより拡充するため、家庭、地域社会、関係諸機関との連携、協力による指導体制の強化を図る必要があります。

また、地場の産物を食材として学校給食に活用することにより、安全性の確保と同時に、子どもたちが地域の自然や環境、食文化、産業等を身近に実感でき、生産者や生産過程等への理解を深めることもできます。

こうしたことから、国の方では食育推進基本計画において、各都道府県の地産地消の割合を平成22(2010)年度までに30%以上とすることをめざしています。現在、山城地区等では野菜を中心とした地産地消が実践されているものの、全市

徳島県学校食育指導プラン (P53)

徳島県食育推進計画に基づき、子どもが「食」について系統的・計画的に学ぶことができるよう、実態に即した食育推進計画を作成するなど、学校における食育の指導体制を整備するために策定したプラン。

的には十分とはいえません。今後は、郷土料理、伝統料理等を取り入れた特色ある学校給食を実践することにより、地域の特産物を中心とした地産地消の積極的推進を図る必要があります。

③ 学校内外の安全確保と地域のボランティア活動

近年、子どもの身のまわりでは重大な事件や事故が多発し、地域や学校の実態に応じて、様々な安全を守るための防犯体制が取られています。三好市でも、学校によっては、不審者侵入に対する防犯カメラの設置や、「さすまた」等の用具の常備、また、多くの学校で教師の防犯訓練、子ども対象の安全教室や防犯教室等が開催されています。

言うまでもなく、最も重要なことは、子ども自身に自分の安全を守る能力を育成することであり、安全教育の徹底が最重要課題といえます。しかしながら、現代は車社会ということもあり、特に幼い子どもには、犯罪から身を守ることは容易ではありません。そのため、各学校を単位として、ほとんどの学校で交通事故や犯罪から子どもを守るために、ボランティアによる地域住民の安全体制や防犯組織がつくられています。最近では、こうした地域ぐるみの取り組みによって、痛ましい子どもの被害や事故は、減少傾向にあるものの、いまだ予断を許さない社会状況にあるといえます。

そのために、PTA、地域のボランティア、自治会、青少年育成センター、スクールガードリーダーや警察等の関係機関で「学校安全委員会」（仮称）を組織し、意見交換、情報交換等を通して体制強化を図ることは極めて重要と考えます。

参考 平成20年度 学校安全体制整備状況

区分 ()内数字は 学校数	防犯ブザーの所持	スクールガードの巡回活動	安全マップの作成	防犯教室の実施	防犯カメラの設置	「さすまた」の常備
小学校 (30)	30	30	30	29	3	21
中学校 (7)	7	0	0	4	2	5
合計	37	30	30	33	5	26
実施率 (%)	100%	81.1%	81.1%	89.2%	13.5%	70.3%

(3) 情報化社会に対応した教育環境の充実

【現状と課題】

インターネットやモバイル通信の急速な普及など、「情報通信技術（以下、『*ICT』）革命」によって、地球規模で産業活動や社会生活様式が大きく変化す

るとともに、知識が相互に連鎖して、高度な付加価値が生み出される知識基盤型の社会へと移行しています。

子どもたちが、こうした時代や社会を生きていくためには、学校における情報教育の一層の充実により、基本的な情報活用能力を身に付けておく必要があります。つまり、学校教育においては、子どもの発達段階に応じて、指導目標を明確にし、必要な情報の収集・選択・活用等の「情報活用の実践力」や「情報の科学的理解」、「情報社会に参画する態度」等の能力の計画的育成が求められます。

現在、三好市におけるICT教育環境の整備状況については、三好地区情報通信ネットワーク施設整備事業により、幼・小・中の全学校を光ファイバーで結び、インターネット接続の環境が整備されています。

小・中学校の教育用コンピュータの配置状況についても、1台当たりの児童生徒数が2.5人（平成20年5月1日現在）となっており、国の目標である平成22（2010）年3月までの3.6人をすでにクリアしています。また、校内LANの整備も完了し、国の目標は同様に達成されており、事務用コンピュータについても、全教職員に各1台が配備されるなど、三好市の情報化の環境整備状況は、全国平均と比較しても良好といえます。

また、ICTの活用状況は、学校インターネット事業の取り組み等により、全ての学校でホームページ（以下、「HP」）が開設され、学校の様々な情報がHPを通じて家庭や地域に発信されるとともに、学校の多種多様の文書事務の処理等にも、ICTはその利便性を発揮し、校務の簡素化、事務時間の短縮化が図られています。

しかし、恵まれた三好市のICT教育環境をさらに有効に活用するためには、今後、教師のICT活用能力をいかに高めるかが、大きな課題といえます。

【施策の基本的方向】

① ＊ICT教育環境の充実と活用

平成18（2006）年1月、政府は「いつでも、どこでも、だれでも、ITの恩恵を実感できる社会の実現」をめざして「IT新改革戦略」を打ち出しました。これを受け、教育関係では平成22（2010）年までに、「コンピュータ1台当たりの児童生徒数3.6人」、「校内LAN整備率、概ね100%」、「光ファイバー接続による超高速回線、概ね100%」、「教員の校務用コンピュータ整備率、教員1人1台」という目標が掲げられています。

三好市のICT教育環境は、合併以前から他に先駆けて整備を進めてきた地区（旧町村）もあり、平成20（2008）年5月1日現在で、国が掲げる平成22（2010）年3月までの数値目標は、前述のとおり概ね達成できています。

ただし、国の1校当たり「コンピュータ教室42台、クラス用コンピュータ40台（可動式）、普通教室各2台、特別教室6台」という配置目標は、三好市の場合は児童生徒数が少なく、小規模校が多いという事情から、実現できていない学校もあります。しかし、市内の学校には、持ち運びが可能なノート型コンピュータの配置を進めており、平成22年度にはすべての学校で「いつでも、どこでも、だれでも」が利用できる状況になります。

しかし、情報機器の技術革新が著しいことから、今後とも、各学校へのコンピュータの適時適切な配置を進めるとともに、周辺機器の整備やインターネット接続回線の、より一層の高速化をめざす必要があります。また、同時に、情報化の進展で情報資産に対する脅威も増大しており、各学校のセキュリティ対策は急務といえます。

コンピュータへの部外者の進入や情報の漏えい、また、自然災害対応のための情報セキュリティ対策の体制づくり、情報資産を適切に運用・管理するルールの確立、事故発生時の緊急時対応計画の策定等は、安心して情報資産を利用するためにも緊急の課題となっています。

参考 「コンピュータ設置状況」等調査状況 （平成18年3月1日現在）

区分	学校数	コンピュータ総台数	一校当たり平均設置台数	1台当たりの児童生徒数	高速インターネット接続学校数	高速インターネット接続率	普通教室のLAN整備率
徳島県	362校	16,129台	44.6台	5.6人	306校	84.5%	73.6%
三好市	38校	969台	25.5台	2.7人	22校	57.9%	75.9%
H20現在 (三好市)	37校	919台	24.8台	2.5人	37校	100%	100%

② 教職員の^{*}ICT指導力の育成及び向上

ICTの活用によって、だれでも膨大な情報の収集ができ、目的に応じて多様な情報を編集、表現することが容易になっています。学校でもICTを効果的に活用することにより、調べ学習等において、様々な情報を収集し、選択して、整理するという、子どもが主体となる多様な学習活動を実践することができます。また、学習成果の報告や発表、そのための資料づくりなどの学習活動では、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、知識・技能を活用し、応用する能力を鍛えることができ、いわゆる「確かな学力」の育成を図ることが可能となります。

文部科学省でも、「生きる力」の育成のため、今後は、このようなICTを活用した授業を全国的に推進していく必要があるとの考えから、平成19（2007）年に教員のICT活用能力の実態調査を実施しています。

その結果、三好市では、小・中学校とも教員の活用能力5項目について、「わりにできる」、「ややできる」と回答した教師の合計の割合は、いずれも全国及び徳島県平均より高く、好ましい結果が出ています。しかし、「授業中にICTを活用して指導する能力」（大項目B）は、全国及び徳島県の場合と同様に50%台に止まっています。

三好市としては、これまで以上に三好教育研究所、行政の関係機関等との連携を強化し、すべての教師が授業中にICTを活用して授業が行えることを目標に、より充実した実技研修の推進を図ることが重要といえます。

参考 教員の*ICT活用指導力の状況調査 (平成19年3月調査)

校 種		小 学 校			中 学 校		
大 項 目		全 国	徳島県	三好市	全 国	徳島県	三好市
A	教材研究・指導の準備・評価等にICTを活用する能力	69.6%	65.7%	73.7%	68.3%	68.7%	70.7%
B	授業中にICTを活用して指導する能力	53.5%	50.7%	58.4%	50.4%	51.5%	56.0%
C	生徒のICT活用を指導する能力	59.9%	56.8%	64.8%	53.4%	54.2%	59.9%
D	情報モラルなどを指導する能力	66.3%	62.7%	70.2%	60.4%	61.1%	65.6%
E	校務にICTを活用する能力	59.9%	57.9%	68.3%	61.6%	61.8%	66.0%

③ 情報モラルの教育の推進と青少年の保護

今日の情報化社会は、今後もさらに進展し続けることが予想され、学校教育においても、子どもたちが情報の信憑性を見極め、取捨選択して、活用、発信する能力を積極的に育成することは、ますます重要と考えられます。

しかし、情報化の進展は、私たちの社会生活に無限の可能性を秘めた「光の部分」があるのに対し、「影の部分」が存在することも十分理解しておく必要があります。

例えば、最近では、インターネット上の掲示板等への誹謗・中傷、いじめ、また、個人情報の流出、プライバシーの侵害、さらには、インターネット犯罪や有害情報、ウイルス被害などの様々な問題が起きており、子どもたちにも大きな影響を与えています。

こうした問題への対応については、インターネット上に流通する違法・有害な情報を子どもたちから遮断するとともに、情報化社会に参画する場合のルール、

人権侵害や著作権に対する知識、さらに犯罪からの危険回避等、情報モラルを十分に習得させておくことが重要であり、専門的指導者などによる*情報モラル教育の充実が必要です。

併せて、これからは、子どもたちを保護・監督する立場にある保護者が、子どもたちを取り巻く情報メディアの現状を把握するとともに、子どもたちを保護・監督することのできる情報教育の力量を持つことが大切です。そのためには、行政の関係機関との連携・協力を図りながら、保護者や教職員を対象にした、インターネットや携帯電話等を安心、安全に利用するための学習講座や研修会等を開催するなど、子どもたちを保護するための啓発活動や体制づくりが求められます。

なお、情報ネットワークによって人間関係の拡大は図られるものの、直接的な人間関係の希薄化、生活体験や自然体験の直接経験の不足、また、人間の主体性が喪失する危険性等もあります。

情報化社会の中で、*ICTの恩恵を受けるために重要なことは、人と人との直接対話や、人と人が直接触れ合う人間関係づくりが基本となることです。そのことを大人たちがしっかり認識すると同時に、ICTを正しく安全に活用するための使い方やマナーを、子どもたちにきちんと身に付けさせることが重要といえます。

情報モラル教育 (P58)

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成するための教育指導。

具体的には、

- ①情報収集時における適正な手続き、著作権等の尊重、情報の信頼性の確認
- ②情報発信時におけるプライバシーの保護、発信内容の正確性・信頼性に対する責任
- ③コミュニケーション時におけるマナー尊重やTPOに応じたやりとり等が含まれる。

第5章 計画実現に向けて

1 市民参加による計画の推進

教育の振興は、学校、保護者、地域住民、企業、*NPO等の民間団体など、社会を構成する主体が互いに連携・協力し、それぞれの役割を果たしながら、効果的な取り組みを推進することが求められます。

そのため、三好市教育振興計画の内容の周知・啓発を徹底するとともに、市民一人ひとりが本市の教育振興計画の推進に参加できる体制づくりを行い、市民の「参画」と「協働」による推進を図る必要があります。

2 計画の進捗状況の評価

三好市教育振興計画は、今後10年間の教育の基本理念を「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」とし、めざすべき基本目標は「一人ひとりが輝く、活力ある教育の推進」と定め、重点施策の基本的方向を掲げています。

本計画を着実に実施し、基本目標の実現を図るためには、施策の実施状況やその成果について、定期的に点検・評価することが大切です。また、計画期間中の社会状況の変化への対応や国・県の施策との整合性を保つためには、柔軟に計画内容を見直していくことやその成果を公表することにより、計画の進行管理の客観性を高めることが必要です。

そのため、行政評価制度の導入を行い、政策評価や事務事業評価の実施により、毎年度、施策や事業の検証を行うとともに、その結果を市民に明らかにする必要があります。

3 全庁的な連携体制の構築

教育振興計画の推進にあたっては、教育委員会のみならず、関係部課との調整が必要となります。

そのため、市長部局とのより緊密な連携を図り、全庁的な連携体制を構築しながら、積極的な取組を推進していく必要があります。

NPO (P59)

Non-Profit Organizationの略。民間非営利団体。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。

このうち、「NPO法人」とは特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

第6章 参考

1 三好市乳幼児及び児童生徒数の状況と推計

(1) 三好市立小・中学校児童生徒数の推計（平成20年度～平成26年度）

中学校

（平成20年5月1日現在）（人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
三野	183	174	178	167	162	143	127
井川	125	121	126	122	114	107	90
池田	236	349	349	361	344	315	271
池田一	125						
山城	108	119	117	107	100	98	98
西祖谷	24	23	27	27	32	26	25
東祖谷	47	38	29	25	17	17	22
合計	848	824	826	809	769	706	633

小学校

（平成20年5月1日現在）（人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
王地	105	96	89	83	77	80	71
芝生	189	175	172	167	164	162	160
辻	101	100	87	81	78	72	64
井内	31	32	30	23	27	25	26
西井川	80	79	76	79	71	63	70
箸蔵	81	80	73	64	65	69	73
西山	7	7	8	6	6	6	7
池田	335	319	311	271	257	243	241
白地	83	77	64	56	52	47	42
馬路	42	32	31	25	21	20	16
佐野	23	22	18	16	11	10	5
三縄	52	49	51	54	50	52	52
川崎	9	8	7	8	8	6	8
山城	74	73	70	70	66	56	52
大和	7	7	6	5	4	4	2
政友	27	22	21	19	17	15	11
大野	48	36	30	27	22	18	15
河内	5	6	6	6	6	7	6
西宇	15	15	12	7	5	6	6
上名	15	11	9	8	7	6	7
下名	14	14	16	21	16	16	19
西岡	11	11	8	7	4	4	5
吾橋	12	15	14	14	13	13	12
櫟生	26	24	21	21	20	24	24
善徳	3	9	10	12	10	9	10
和田	4	1	3	4	6	8	8
栃之瀬	13	15	17	17	17	17	18
落合	16	14	17	15	15	18	16
管生	5	5	6	6	6	4	4
名頃	9	7	6	6	5	2	0
合計	1,442	1,361	1,289	1,198	1,126	1,082	1,050

(2) 三好市立小・中学校児童生徒数・学級数状況（平成20年度）

中学校

（平成20年5月1日学校基本調査）（人）

	1学年	2学年	3学年	児童数計	学級数
三野	66	54	63	183	7 (1)
井川	41	41	43	125	7 (1)
池田	74	81	81	236	9 (0)
池田一	42	32	51	125	6 (1)
山城	42	31	35	108	6 (1)
西祖谷	8	9	7	24	3 (0)
東祖谷	10	16	21	47	4 (1)
合計	283	264	301	848	42 (5)

（ ）は特別支援学級数内数

小学校

（平成20年5月1日学校基本調査）（人）

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	児童数	学級数
王地	15	10	18	21	23	18	105	8 (2)
芝生	24	29	31	34	35	36	189	6 (0)
辻	11	17	13	17	25	18	101	6 (0)
井内	2	6	3	9	5	6	31	4 (1)
西井川	7	16	15	11	16	15	80	7 (1)
箸蔵	10	11	10	19	19	12	81	8 (2)
西山	1	0	1	3	0	2	7	3 (0)
池田	46	48	54	73	51	63	335	14 (2)
白地	10	10	13	16	18	16	83	6 (0)
馬路	6	5	5	8	6	12	42	6 (0)
佐野	5	2	5	3	5	3	23	4 (1)
三縄	6	6	14	5	12	9	52	7 (1)
川崎	0	2	1	1	2	3	9	3 (0)
山城	13	15	15	9	9	13	74	7 (1)
大和	2	0	1	2	1	1	7	3 (0)
政友	4	3	2	7	3	8	27	4 (0)
大野	6	7	7	5	9	14	48	6 (0)
河内	1	0	1	1	1	1	5	3 (0)
西宇	2	0	4	5	3	1	15	3 (0)
上名	1	1	3	3	2	5	15	3 (0)
下名	3	1	6	0	1	3	14	3 (0)
西岡	0	1	3	2	3	2	11	3 (0)
吾橋	3	2	2	0	4	1	12	3 (0)
櫟生	4	3	4	6	6	3	26	3 (0)
善徳	0	1	2	0	0	0	3	2 (0)
和田	0	0	0	1	0	3	4	2 (1)
栃之瀬	2	2	1	2	3	3	13	4 (1)
落合	5	0	2	3	3	3	16	3 (0)
管生	2	2	0	0	0	1	5	2 (0)
名頃	2	3	1	0	1	2	9	3 (0)
合計	193	203	237	266	266	277	1,442	139 (13)

（ ）は特別支援学級数内数

(3) 三好市保育所入所児童数（平成20年5月1日現在）

公立保育所

(人)

	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
王 地	70	0	3	9	14	18	8	52
三 野	120	1	12	15	24	30	23	105
西 井 川	90	6	16	11	20	13	5	71
池田第一	90	2	12	11	12	19	13	69
池田第二	45	2	5	4	6	7	3	27
政 友	85	0	3	4	9	7	4	27
上 名	30	1	0	0	6	1	3	11
樫 生	30	2	7	3	8	3	6	29
枋 之 瀬	20	—	—	2	2	8	4	16
落 合	20	—	—	0	0	6	2	8
計	600	14	58	59	101	112	71	415

私立保育所

(人)

	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
かめの子	60	3	9	14	14	11	10	61
大 泉	60	4	6	18	16	19	12	75
計	120	7	15	32	30	30	22	136

公立・私立保育所

(人)

	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
合 計	720	21	73	91	131	142	93	551

(4) 三好市幼稚園児数（平成20年5月1日現在）

(人)

	—	—	—	—	3歳	4歳	5歳	計
合 計	—	—	—	—	4	44	97	145

(5) 三好市保育所・幼稚園児数（平成20年5月1日現在）

(人)

	—	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
合 計	—	21	73	91	135	186	190	696

(6) 三好市住民基本調査（平成20年5月1日現在）

(人)

	—	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
合 計	—	161	159	165	175	194	196	1,050

2. 教育基本法（平成18年法律第120号）

前文

日本国民が願う理想として、「民主的で文化的な国家」の発展と「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げ、その理想を実現するために、改正前の教育基本法に引き続き、「個人の尊厳」を重んじることを宣言するとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定しています。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

第1章 教育の目的及び理念

教育の目的

何を目指して教育を行い、どのような人間を育てることを基本的な目的とすべきかという「教育の目的」を引き続き規定しています。

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

教育の目標

本条を新設し、第1条の「教育の目的」を実現するための、今日重要と考えられる事柄を5つに整理して「教育の目標」として規定しています。

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

生涯学習の理念

本条を新設し、「生涯学習の理念」を教育に関する基本的な理念として規定しています。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

教育の機会均等

教育の機会均等について引き続き規定するとともに、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに規定しています。

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

教育を実施する際に基本となる事項について、

- ①義務教育、学校教育、教員、社会教育、政治教育、宗教教育に関する規定を見直したほか、
- ②新たに、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力などについて規定しています。

義務教育

改正前の教育基本法に規定されていた9年の義務教育の年限について、将来の延長の可能性を考慮し、他法に委ねることとするとともに、義務教育の目的、義務教育の実施についての国と地方公共団体の責務などについて新たに規定しています。

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

学校教育

学校教育は、体系的・組織的に行われるべきこと、また、学校教育においては、児童・生徒が、規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべきことを新たに規定しています。

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

大学

本条を新設し、大学の役割や、自主性・自律性などの大学の特性が尊重されるべきことを規定しています。

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

私立学校

本条を新設し、私立学校の自主性を尊重しつつ、国・地方公共団体が私学助成などの振興に努めるべきことを規定しています。

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

教員

教員の使命と職責の重要性を踏まえ、教員は研究と修養に励み、養成と研修の充実が図られるべきことを新たに規定しています。

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、耐えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

家庭教育

本条を新設し、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを規定しています。

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

幼児期の教育

本条を新設し、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国や地方公共団体がその振興に努めるべきことを規定しています。

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

社会教育

社会教育が、国や地方公共団体により奨励・振興されるべきことを引き続き規定しています。

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

本条を新設し、学校、家庭、地域住民など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力を努めるべきことを規定しています。

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

政治教育

政治的教養は教育上尊重されるとともに、党派的政治教育その他政治的活動を行ってはならないことを引き続き規定しています。

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

宗教教育

宗教に関する一般的な教養は教育上尊重されるべきことを新たに規定するとともに、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を行ってはならないことを引き続き規定しています。

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

教育行政

教育は、不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより行われるべきことを規定するとともに、国、地方公共団体の役割分担や必要な財政措置について新たに規定しています。

- 第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

教育振興基本計画

本条を新設し、国・地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることについて規定しています。

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

法令の制定

この法律の諸条項を実施するため、必要な法令を制定することについて規定しています。

- 第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

※平成18年12月22日（公布の日）から施行。

3. 三好市教育振興計画策定経緯

平成19年度

- 平成20年1月11日～1月31日 公募委員募集
 平成20年2月14日 審議会委員任命 15名（うち公募委員2名）
 平成20年2月28日 第1回三好市教育振興計画審議会（諮問、趣旨説明）

平成20年度

- 平成20年4月30日 第2回審議会（計画素案）
 平成20年6月30日 第3回審議会（計画素案）
 平成20年8月29日 第4回審議会（計画素案）
 平成20年9月29日 第5回審議会（中間とりまとめ案）
 平成20年10月15日～11月14日 パブリックコメント実施
 平成20年11月26日 第6回審議会（答申案）
 平成20年12月25日 三好市教育振興計画答申
 平成21年2月25日 三好市教育振興計画策定

4. 三好市教育振興計画審議会委員

氏 名	所 属	
板 場 哲 也	保育所保護者（柝之瀬保）	
宇 山 孝 人	県立池田高等学校 校長	
大 西 真 吾	幼稚園PTA（池田幼）	第2回審議会まで
小笠原 悠 二	三好市人権教育推進協議会	
柿 本 憲 昭	中学校PTA（東祖谷中）	第1回審議会まで
掛 野 修 弘	小学校PTA（山城小）	
上 浦 恭 子	公募委員	
喜 多 雅 文	市立西祖谷中学校 校長	
黒 下 克 己	公募委員	審議会副会長
佐 川 伸 一 郎	三好市スポーツ少年団	
下 川 好 智	高等学校PTA（辻高）	
高 橋 敬 四 郎	中学校PTA（東祖谷中）	第2回審議会より
戸 川 由 美	幼稚園PTA（池田幼）	第3回審議会より
真 鍋 夕 二 子	三好市連合婦人会	
元 木 靖 治	三好市文化協会	
山 本 佳 代 子	三好市青年連合会	
湯 藤 章 皓	三好市人権教育推進協議会	審議会会長

※50音順、敬称略